

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項  
【提出先】 近畿財務局長  
【提出日】 平成29年6月29日  
【事業年度】 第136期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）  
【会社名】 株式会社西島製作所  
【英訳名】 Torishima Pump Mfg. Co., Ltd.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 原 田 耕 太 郎  
【本店の所在の場所】 大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号  
【電話番号】 (072)695 - 0551 （大代表）  
【事務連絡者氏名】 経理部長 馬 淵 淳 夫  
【最寄りの連絡場所】 大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号  
【電話番号】 (072)695 - 0551 （大代表）  
【事務連絡者氏名】 経理部長 馬 淵 淳 夫  
【縦覧に供する場所】 株式会社西島製作所 東京支社  
（東京都品川区大崎一丁目6番1号 TOC大崎ビル9階）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注） 上記の株式会社西島製作所 東京支社は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第132期	第133期	第134期	第135期	第136期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	45,974	45,985	46,501	40,479	44,414
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	1,389	632	793	1,663	1,871
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 ( ) (百万円)	943	442	405	2,422	1,532
包括利益 (百万円)	2,346	1,535	2,325	2,990	1,747
純資産額 (百万円)	33,602	34,524	36,532	32,794	33,713
総資産額 (百万円)	68,232	68,062	71,987	66,198	67,719
1株当たり純資産額 (円)	1,172.56	1,209.10	1,308.22	1,179.57	1,221.94
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 ( ) (円)	33.64	15.74	14.61	88.13	56.15
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	33.54	15.69	14.55	-	55.91
自己資本比率 (%)	48.2	49.9	50.0	48.7	48.9
自己資本利益率 (%)	2.94	1.30	1.13	7.52	4.69
株価収益率 (倍)	22.41	80.88	60.51	-	19.57
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,513	4,086	1,194	5,000	6,496
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,966	4,498	345	415	1,376
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,356	112	2,120	1,624	4,140
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	11,962	3,598	4,307	7,175	10,871
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,536 (73)	1,472 (75)	1,516 (76)	1,547 (76)	1,580 (77)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 前連結会計年度の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

4. 当連結会計年度の1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は201,700株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は15,515株であります。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第132期	第133期	第134期	第135期	第136期
決算年月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月
売上高 (百万円)	38,523	35,533	36,672	31,329	36,130
経常利益又は経常損失 (百万円)	695	1,602	755	1,385	1,407
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	569	199	608	2,882	301
資本金 (百万円)	1,592	1,592	1,592	1,592	1,592
発行済株式総数 (株)	29,889,079	29,889,079	29,889,079	29,889,079	29,889,079
純資産額 (百万円)	30,338	30,264	31,039	27,375	27,769
総資産額 (百万円)	61,327	61,161	63,074	57,057	58,122
1株当たり純資産額 (円)	1,077.91	1,074.39	1,125.24	998.80	1,020.00
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	18.00 (9.00)	18.00 (9.00)	18.00 (9.00)	18.00 (9.00)	18.00 (9.00)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	20.30	7.09	21.93	104.90	11.03
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	20.24	7.07	21.85	-	10.99
自己資本比率 (%)	49.3	49.3	49.0	47.8	47.6
自己資本利益率 (%)	1.92	0.66	1.97	10.57	1.10
株価収益率 (倍)	37.14	179.54	40.31	-	99.18
配当性向 (%)	88.7	253.9	82.1	-	163.2
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	768 (68)	785 (70)	807 (68)	824 (68)	858 (71)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 前事業年度の株価収益率及び配当性向については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 当事業年度の1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は201,700株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は15,515株であります。

## 2【沿革】

年月	沿革
大正8年8月	大阪市此花区西島町にポンプ専門製作工場 西島製作所を創設。
昭和3年4月	株式会社西島製作所を設立。
昭和16年12月	現在地（大阪府高槻市宮田町）に本社及び工場全部を移転し、旧工場を閉鎖。
昭和24年5月	大阪証券取引所に株式上場。
昭和44年8月	サービス部門強化のため同部門を分離独立させ、西島サービス株式会社（現 西島エンジニアリング株式会社（現 連結子会社））を設立。
昭和50年1月	新鑄造工場完成。
昭和54年10月	本社新社屋完成。
昭和55年9月	大阪証券取引所市場第一部上場。
昭和56年12月	東京証券取引所市場第一部上場。
昭和57年3月	第五機械工場完成。
昭和60年4月	インドネシアに代理店 株式会社グナ エレクトロと共同出資でポンプ及び部品製造の合弁会社 PT.TORISHIMA GUNA INDONESIA（現 連結子会社）を設立。
昭和62年12月	第一機械工場増設。
平成2年6月	佐賀県武雄市に小型ポンプの生産子会社 株式会社九州トリシマ（現 連結子会社）を設立。
平成4年5月	インドネシアに鑄物工場の合弁会社 PT.GETEKA FOUNINDO（現 連結子会社）を設立。
平成4年8月	佐賀県武雄市に九州工場完成。
平成6年10月	香港に現地法人西島ポンプ香港有限公司（現 連結子会社）を設立。
平成11年5月	インドネシアにエンジニアリング業務及びアフタサービスを行う合弁会社 PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING（現 連結子会社）を設立。
平成12年8月	株式会社風力エネルギー開発を設立。
平成13年2月	新第三機械工場完成、第一機械工場ポンプ性能試験設備及び開発試験場設備の増強。
平成14年3月	株式会社立川シーエスセンターを設立。
平成15年7月	株式会社玄海風力エネルギー開発を設立。
平成15年12月	株式会社大星山風力エネルギー開発を設立。
平成16年6月	昭和メンテナンス工業株式会社（現 連結子会社）を買収。
平成18年6月	執行役員制度を導入。
平成20年6月	TORISHIMA EUROPE LTD.（現 連結子会社）を設立。
平成21年3月	株式会社クリーンエネルギー五色（現 連結子会社）の株式を追加取得。
平成21年4月	西島エンジニアリング株式会社（現 連結子会社）の事業を当社が譲受。
平成21年4月	株式会社風力エネルギー開発を存続会社として、株式会社玄海風力エネルギー開発と株式会社大星山風力エネルギー開発の計3社で合併。
平成21年6月	西島ポンプ（天津）有限公司（現 連結子会社）を設立。
平成21年12月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.（現 連結子会社）を設立。
平成22年3月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.（現 連結子会社）を設立。
平成22年9月	KRG INDUSTRIES LTD.の株式を追加取得。
平成23年1月	TORISHIMA PUMPS(INDIA)PRIVATE LTD.（現 連結子会社）を設立。
平成23年5月	TORISHIMA EUROPE PROJECTS LTD.（現 連結子会社）を設立。
平成23年9月	新第二機械工場完成。
平成24年4月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD.（現 連結子会社）を設立。
平成25年1月	TORISHIMA AUSTRALIA PTY LTD.（現 連結子会社）を設立。
平成25年6月	FLUID EQUIPMENT DEVELOPMENT COMPANY,LLC及びFEDCO REALESTATE HOLDINGS,LLC.の出資持分を新規取得。
平成26年2月	KRG INDUSTRIES LTD.の株式を売却。
平成26年3月	株式会社風力エネルギー開発、株式会社立川シーエスセンター、株式会社牧之原風力エネルギー開発及び株式会社吉備風力エネルギー開発の合計4社を当社に合併。
平成27年6月	監査等委員会設置会社へ移行。
平成28年8月	FLUID EQUIPMENT DEVELOPMENT COMPANY,LLC及びFEDCO REALESTATE HOLDINGS,LLC.の出資持分を売却。
平成28年12月	TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS THAILAND LTD.（現 連結子会社）を設立。

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社と子会社23社（うち連結子会社18社）及び関連会社4社で構成され、各種ポンプ・ポンププラント、環境装置、風力発電設備、小水力発電設備、メカニカルシール、その他ポンプ関連機器の製造・販売、据付工事・サービス、電気の供給及びこれらに附帯する業務を主な事業内容としております。

当社グループの主な事業内容に係わる位置付け等は次のとおりであります。

なお、セグメント情報を記載していないため、事業部門別に記載しております。

事業の内容	主な事業内容	会社	
ポンプ事業	ポンプ、ポンププラント、メカニカルシール、その他ポンプ関連機器の製造・販売及び据付工事・サービス	国内	当社、(株)九州トリシマ、西島エンジニアリング(株) 昭和メンテナンス工業(株)、 協和機工(株)
		海外	西島ポンプ香港有限公司 PT.TORISHIMA GUNA INDONESIA PT.GETEKA FOUNINDO PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING SMITECH ENGINEERING PTE LTD. TORISHIMA EUROPE LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO. 西島ポンプ(天津)有限公司 TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD. TORISHIMA EUROPE PROJECTS LTD. TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD. TORISHIMA (USA) CORPORATION TORISHIMA AUSTRALIA PTY LTD. TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS THAILAND LTD. その他 5社
環境事業	環境装置の製造・販売及び各種廃棄物の再利用品等の企画・製造・販売	国内	当社
新エネルギー事業	風力発電設備、小水力発電設備の販売及び据付工事・サービス並びに電気の供給事業	国内	当社 (株)クリーンエネルギー五色 イオスエンジニアリング アンド サービス(株) (株)肥前風力エネルギー開発

(注) 印は、関連会社であります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 西島エンジニアリング㈱	大阪府 高槻市	30	ポンプ事業	100.0	役員の兼任・・・有
㈱九州トリシマ	佐賀県 武雄市	100	ポンプ事業	100.0	当社製品の一部を製造、販売しております。 なお、当社所有の建物を賃貸しております。 また、当社が資金援助を行っております。 役員の兼任・・・有
西島ポンプ香港有限公司 (注)1	香港	千ホンコン ドル 29,675	ポンプ事業	100.0	当社の東南アジア市場への販売拠点として おります。 なお、当社が債務保証を行っております。 役員の兼任・・・有
昭和メンテナンス工業㈱	福岡市 南区	24	ポンプ事業	67.7	当社製品の保守・点検・据付工事及びそれら に関連するエンジニアリング業務の一部施工 を委託しております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA EUROPE LTD.	イギリス	千ポンド 10	ポンプ事業	100.0	当社製品の海外への販売拠点としておりま す。 役員の兼任・・・有
㈱クリーンエネルギー五色 (注)2	大阪府 高槻市	10	新エネルギー事業	49.0	当社が電力供給事業のための風力発電機器を 納入しております。 役員の兼任・・・有
西島ポンプ(天津)有限公司 (注)1	中国	千元 41,125	ポンプ事業	86.7	当社製品の一部を製造・販売を行っておりま す。 なお、当社が資金援助及び債務保証を行って おります。 役員の兼任・・・有
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.	アラブ首長 国連邦	千UAE ディルハム 4,000	ポンプ事業	90.0	中東地域でのエンジニアリング業務及びアフ タサービスを行っております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.	イギリス	千ポンド 10	ポンプ事業	100.0	欧州地域でのエンジニアリング業務及びアフ タサービスを行っております。 役員の兼任・・・無

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
PT.TORISHIMA GUNA INDONESIA (注) 1	インドネシア	百万ルピア 4,884	ポンプ事業	75.0	当社製品の一部を製造・販売を行っております。 なお、当社が資金援助を行っております。 役員の兼任・・・有
PT.GETEKA FOUNINDO (注) 1	インドネシア	百万ルピア 14,797	ポンプ事業	73.1	当社製品の一部を製造・販売を行っております。 なお、当社が資金援助及び債務保証を行っております。 役員の兼任・・・有
PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING (注) 1、2	インドネシア	百万ルピア 48,871	ポンプ事業	48.5	東南アジア地域でのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 なお、当社が資金援助を行っております。 役員の兼任・・・有
TORISHIMA EUROPE PROJECTS LTD.	イギリス	千ポンド 10	ポンプ事業	95.0	欧州地域でのエンジニアリング業務を行っております。 なお、当社が資金援助を行っております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD. (注) 3	インド	千ルピー 65,116	ポンプ事業	100.0 (1.0)	インドでのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 なお、当社が資金援助及び債務保証を行っております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA (USA) CORPORATION (注) 1	アメリカ	千米ドル 15,300	ポンプ事業	100.0	北米地域での統括拠点としております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD.	シンガポール	千シンガポール ドル 200	ポンプ事業	82.5	東南アジア地域でのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA AUSTRALIA PTY LTD.	オーストラリア	千オーストラリア ドル 250	ポンプ事業	80.0	オーストラリアで当社製品を販売しております。 役員の兼任・・・無
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS THAILAND LTD. (注) 3	タイ	千タイバーツ 16,000	ポンプ事業	70.0 (1.0)	タイでのエンジニアリング業務及びアフタサービスを行っております。 役員の兼任・・・無
(持分法適用関連会社) 協和機工(株)	長崎県 佐世保市	150	ポンプ事業	33.3	ポンプ関連部品の仕入れ及び据付工事等の一部施工を委託しております。 役員の兼任・・・有
SMITECH ENGINEERING PTE LTD.	シンガポール	千シンガポール ドル 1,500	ポンプ事業	21.6	シンガポールを拠点として、当社製品の販売及びエンジニアリング業務を行っております。 役員の兼任・・・無
イオスエンジニアリング アンド サービス(株)	東京都 港区	90	新エネルギー事業	49.0	電力供給事業のための風力発電機器の保守・点検を委託しております。 役員の兼任・・・無
(株)肥前風力エネルギー開発	大阪府 高槻市	10	新エネルギー事業	49.0	当社が電力供給事業のための風力発電機器を納入しております。 役員の兼任・・・無

(注) 1 特定子会社に該当しております。

2 持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としたものであります。

3 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

事業の内容	従業員数(人)
ポンプ事業	1,490 ( 51 )
環境事業	2 ( - )
新エネルギー事業	2 ( - )
全社(共通)	86 ( 26 )
合計	1,580 ( 77 )

- (注) 1 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2 従業員数は、嘱託社員等(172人)を除いております。  
3 全社(共通)として記載されている従業員は、管理部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
858 ( 71 )	37.0	11.8	5,471,518

- (注) 1 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2 従業員数は、嘱託社員等(167人)を除いております。  
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、上部団体として「JAM労働組合」に所属しており、平成29年3月31日現在の組合員数は684人であります。なお、労使関係は安定した状態であり、特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当連結会計年度における世界経済は、年度前半に米国経済の足踏みや、中国経済の失速懸念及びBREXITショックによる金融市場の混乱等を背景に減速したものの、年度後半は米国経済の持ち直し、各種政策による中国経済の下支え、BREXITショックへの主要国中央銀行による迅速な対応によって緩やかに回復してまいりました。

わが国の経済も、雇用・所得環境の改善が進む中で、年度後半には資源価格の底打ち感や、為替レートの円高方向の動きが一服する中で、海外経済の回復を背景に、日本の輸出や生産が持ち直し、緩やかに回復してまいりました。

しかし、「アメリカ第一主義」を掲げて1月に誕生した米国トランプ政権の保護主義政策及び強硬な移民政策等が、今後の世界経済、ひいてはわが国の経済にどのような影響を与えるか不確実性が高くなっています。

このような中、当ポンプ業界におきましては、世界の人口増加に対応するための水資源を中心としたインフラ整備や、エネルギー政策の見直し等による火力発電所の建設などに底固い動きがあるものの、原油需要の低迷による中東を中心とした関連プロジェクトの停滞、民間設備投資の抑制などにより、国内外ともに受注環境は厳しいものとなりました。

このような情勢のもと、当社グループは、高効率ポンプの開発・製造・販売に注力するとともに、エコポンプの販売促進、官公需向けの新技术の提案、サービス事業の充実などを継続して展開いたしました。この結果、当社グループの当連結会計年度の受注高は43,483百万円（前連結会計年度51,304百万円比84.8%）となりました。

これを需要先別に見ますと、官公需は15,913百万円（前連結会計年度16,013百万円比99.4%）、民需は7,973百万円（前連結会計年度8,396百万円比95.0%）、外需は19,595百万円（前連結会計年度26,895百万円比72.9%）となりました。

当連結会計年度の売上高は44,414百万円（前連結会計年度40,479百万円比109.7%）を計上し、当連結会計年度末の受注残高としては48,476百万円（前連結会計年度49,407百万円比98.1%）を来期以降に繰り越すことになりました。

当連結会計年度の営業利益は、売上高の増加と売上総利益率の改善により、1,462百万円（前連結会計年度は営業利益373百万円）となりました。

経常利益は、営業外収益として為替差益126百万円が発生したことなどにより1,871百万円（前連結会計年度は経常損失1,663百万円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益として関係会社株式売却益168百万円、特別損失として投資有価証券評価損103百万円が発生したなどにより1,532百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失2,422百万円）となりました。

## (2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ3,696百万円増加し、10,871百万円となりました。なお、連結貸借対照表における「現金及び預金」には3ヶ月超の定期預金58百万円を含んでいます。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は6,496百万円（前連結会計年度は5,000百万円の増加）となりました。これは、売上債権の増加915百万円（前連結会計年度は3,471百万円の減少）などの資金の減少があったものの、仕入債務の増加1,304百万円（前連結会計年度は1,735百万円の減少）及び前受金の増加1,222百万円（前連結会計年度は1,421百万円の増加）などの資金の増加があったことなどによるものです。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の増加は1,376百万円（前連結会計年度は415百万円の減少）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出924百万円（前連結会計年度は1,109百万円の支出）などの資金の減少があったものの、投資有価証券の売却による収入2,524百万円（前連結会計年度は1,449百万円の増加）などの資金の増加があったことなどによるものです。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は4,140百万円（前連結会計年度は1,624百万円の減少）となりました。これは、長期借入れによる収入1,892百万円（前連結会計年度は2,008百万円の収入）などの資金の増加があったものの、短期借入金の減少4,029百万円（前連結会計年度は999百万円の減少）及び長期借入金の返済による支出1,000百万円（前連結会計年度は1,729百万円の支出）などの資金の減少があったことなどによるものです。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を事業の内容ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の内容	金額（百万円）	前年同期比（％）
ポンプ事業	43,512	103.0
その他	1,057	97.6
合計	44,570	102.9

（注） 金額は販売価額によっており、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注状況

当連結会計年度における受注高及び受注残高を事業の内容ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の内容	受注高（百万円）	前年同期比（％）	受注残高（百万円）	前年同期比（％）
ポンプ事業	42,279	83.9	48,221	97.7
その他	1,203	134.2	255	874.4
合計	43,483	84.8	48,476	98.1

（注） 金額には、消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度における需要先別の受注高及び受注残高の構成比

需要先別		受注高（％）	前年同期構成比（％）	受注残高（％）	前年同期構成比（％）
国内	官公需	36.6	31.2	30.5	25.7
	民需	18.3	16.4	10.8	11.3
外需		45.1	52.4	58.7	63.0
合計		100.0	100.0	100.0	100.0

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業の内容ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の内容	金額（百万円）	前年同期比（％）
ポンプ事業	43,437	110.3
その他	977	87.6
合計	44,414	109.7

（注）1 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、前連結会計年度及び当連結会計年度に、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため記載を省略しております。

2 金額には、消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度における需要先別販売実績の構成比

需要先別		販売実績（％）	前年同期構成比（％）
国内	官公需	31.2	24.7
	民需	18.7	17.5
外需		50.1	57.8
合計		100.0	100.0

### 3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1) 当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題

当社グループは、大正8年創立以来「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」の社是のもと、人と自然との関わりを大切に、ポンプを含む環境共生事業を通して広く社会に貢献し、責任ある企業として高品質の製品づくりに取り組んでいます。

世界人口が70億人を突破し、水・食糧・エネルギーの確保及び効率的な利用は、引き続き地球規模での大きな課題となっています。これに伴う海外水市場の拡大、安定した電力供給のための新規火力発電所の建設が見込まれます。また国内市場においても、老朽化したインフラの更新に伴うサービス事業の拡大、自然災害に強いインフラ整備のための公共事業の実施などにより、事業環境は安定的に推移するものと予想されます。

このような状況下、当社グループは平成29年度より創業100周年を迎える平成31年を最終年度とする3カ年の中期経営計画を策定しました。

これに基づいて、世界をリードする「省エネ」「安心・安全」の製品/ビジネスモデルの開発をはじめ、外部環境の変動に影響されない強い企業体質の構築、しなやかな企業インフラ（仕組み・人）の構築を図り、創業100周年を迎える平成31年を一つの通過点として、さらなる飛躍を目指します。

#### 新中期経営計画

(注) 国際会計基準 ( I F R S ) は考慮しておりません。

区 分	平成29年度 (第137期)	平成30年度 (第138期)	平成31年度 (第139期)
	計画(百万円)	計画(百万円)	計画(百万円)
受 注 高	44,000	46,000	50,000
売 上 高	44,500	45,500	46,500
営 業 利 益	2,000	2,500	3,000
経 常 利 益	2,500	3,000	3,500
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,800	2,000	2,500

新中期経営計画の達成に向けた経営施策は下記のとおりです。

#### (イノベーション力)

当社のコアポンプ（水・電力・インフラ）の製品力の強化を図ります。さらにこれまで進めてきた、ポンプの高効率化による省エネソリューションの推進や、近年頻発しているゲリラ豪雨などに対応できる新技術・新製品の開発・供給を通して、社会の安全・安心にいっそう寄与します。

#### (グローバル力)

グローバルネットワークを活かし、機種別・顧客別に最適な拠点にて生産するグローバル生産体制を確立し、製品競争力の強化を図ります。

#### (生産性・業務品質力)

生産性向上のため積極的に最新機械などへの設備投資を行います。さらに平成25年度より取り組んできたプロセスイノベーションの継続的な改善、定着化を図ります。

#### (サービス力)

グローバルに顧客をカバーすべく、サービス拠点を増設し、サービスネットワークを強化します。具体的には東南アジア地域でのサービス拠点の拡充・強化、並びにアメリカ地域におけるサービス拠点の新設を行います。また、サービス部門の人員増加、特にサイトで実際に点検・修理などを行うSV（スーパーバイザー）が改善提案など顧客対応も兼務できるよう能力開発を推進し、売上高に対するサービス比率の増加を図ります。さらにサービス対象機器を拡げサービス事業の拡大を図ります。

#### (ガバナンス力)

取締役会の実効性をさらに向上させ、企業価値向上に繋がります。また、海外を含む子会社管理の充実を図りガバナンスを強化します。さらに業績連動型報酬制度の導入を検討し、業績向上を図ります。

#### (人材力)

生産性向上による、働き方改革を推進します。また多様性に富んだ人的ネットワークを強化すべく、女性や外国人の活用を図り、ダイバーシティを推進します。さらに今後益々進めるグローバル展開に対応しうる人材を確保し育成します。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (2) 株式会社の支配に関する基本方針について

#### 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要かつ十分な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

#### 基本方針の実現のための取組みについて

当社は、明らかに当社グループの企業価値あるいは株主の皆様の利益を害すると判断される買付行為に対しては、第127回定時株主総会におきまして、以下の取組み（事前警告型買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を行うことを決議し、第136回定時株主総会において継続することを決議しております。

本プランの概要は以下のとおりです。なお、本プランの全文は、次の当社ウェブサイトに掲載しております。  
<http://www.torishima.co.jp/>

本プランは、取締役の保身を旨とするものであってはならず、株主共同の利益を確保するものとして株主総会において決議されることが前提となります。

#### 1. 本プランの目的

当社は、株式の大規模買付行為を全て否定するものではありません。しかし、株式の大規模買付行為の中には、企業価値を毀損し、株主共同の利益を害することになる場合がありうることも、わが国の過去の事例から明らかになっております。

当社は、1世紀近くの長年にわたり、お客様のニーズに応えたポンプを一貫して供給することにより、また納入済みのポンプに対するサービスを提供し続けることにより、お客様に安全・安心を提供し、お客様からの信頼を積み重ね、企業価値向上を図ってまいりました。

ところが、もし、株式の大規模買付行為が当社の行ってきた企業価値向上の取組みに逆行するものであれば、株主共同の利益を害することにもなりかねません。

そこで、当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様が適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしています。

## 2. 本プランの内容

本プランに係る手続き

対象となる大規模買付行為

本プランは以下の( )又は( )に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下、「大規模買付行為」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行ない、又は行おうとする者(以下、「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

( )当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

( )当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

( )買付者等の概要

イ 氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ 代表者の役職及び氏名

ハ 会社等の目的及び事業の内容

ニ 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要

ホ 国内連絡先

ヘ 設立準拠法

( )買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

( )買付者等が提案する大規模買付行為の概要(買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。尚、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

「本必要情報」の提供

上記の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記( )ホの国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

ただし、買付者等が、下記情報の一部について提供することができない場合には、当社は、買付者等に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

( )買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。)

( )大規模買付行為の目的(「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為の方法の適法性を含みます。)

( )大規模買付行為の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)

( )大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)

( )大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

- ( ) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ( ) 買付者等が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- ( ) 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ( ) 大規模買付行為の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ( ) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付行為の提案がなされた事実については速やかに開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

#### 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の（ ）又は（ ）の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- ( ) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には上限として60日間
- ( ) その他の大規模買付行為の場合には上限として90日間

ただし、上記（ ）（ ）いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

#### 取締役会の決議

当社取締役会は、上記 の検討等の後、以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

- ( ) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合

当社取締役会は、買付者等が上記 から までに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものと認められ、かつ対応措置の発動が相当と認められる場合には、例外的措置として、対抗措置の発動の決議を行なうものとします。

- ( ) 買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがある場合

当社取締役会は、上記（ ）に該当しない場合であっても、買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれがあるものと認められる場合であっても、対抗措置の発動決議を行なうことが相当と認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様の意思を確認するために下記 に定める手続きを行うものとします。

この場合、当社取締役会は、下記 に定める株主意思確認総会又は書面投票の決定に従って、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとし

（ ）買付者等による大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は上記（ ）および（ ）に定める場合を除き、対抗措置の不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記（ ）（ ）（ ）の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### 株主意思の確認

当社取締役会は、上記（ ）に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下、「投票基準日」といいます）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個とします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による実質株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会又は書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記 の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、（ ）買付者等が大規模買付行為を中止した場合、又は（ ）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと認められる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### 大規模買付行為の開始

買付者等は、上記 から に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動、又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することはできないものとします。

#### 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記 に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記 に記載の通り、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記 に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

#### 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成29年6月29日開催の定時株主総会決議の日から、平成32年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間とします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

### 3. 本プランの合理性

買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1.に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

株主意思を重視するものであること

本プランは、上記2.（ ）に定められた場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、上記2.(3)に記載した通り、当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社の取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### 4. 株主及び投資家の皆様への影響

本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2. に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。

このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様が有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

#### 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

#### 上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

- (a) 当社取締役会は上記の取組みは上記の基本方針に沿ったものであり、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付行為を行おうとする場合または当社取締役会の決議だけで対抗措置の発動を決議する場合を除き、買付者等による大規模買付行為に対する対抗措置の発動について株主の皆様を直接確認するものであることから株主共同の利益を損なうものではないと判断します。
- (b) 当社取締役会は上記の取組みは合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していることから、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断します。

#### 4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項については、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 受注・売上の需要先別の動向と収益環境

当社グループの事業の核となるポンプ事業は、企業間の熾烈な受注競争が厳しさを増す状況下、当社グループの今後の収益環境は予断を許さぬ情勢が続くと考えられることから、景気動向の悪化やそれに伴う収益環境の悪化が当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

当社グループはこれらに対応するため研究・開発に注力し、水・新エネルギーなどの資源や環境問題など、時代が求める新たなニーズに適切に応える分野を強化しております。

##### (2) グローバリゼーションに伴う為替リスク、カントリーリスク及びプロジェクト・マネジメントリスク

中近東をはじめとする大型プロジェクト案件については、見積・提案から成約を経て製造・据付・引渡しに至るまで長期に亘ることから、その間の為替変動に伴うリスクを負うほか、当該地域における政治的、経済的な社会情勢の急変や税制の変更が当社グループの事業運営に障害または遅延をきたす可能性があり、また、日本国内との慣習の違い等により人員管理や案件管理が期待する水準と異なる可能性があること等から計画どおりにプロジェクトが進捗しない可能性があり、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、カントリーリスク、プロジェクト・マネジメントリスクを軽減するため、為替予約、外貨建ての資材調達等の推進や現地での資材調達等をとおしてリスクヘッジを行っております。

また、世界市場の中で高い先端性のある技術を持っている企業は競争に打ち勝ち、膨大な市場獲得のチャンスが拡大します。当社グループは、こうした競争環境の現実に対して、ハイテク分野に集中する方針を採用し、グローバルに展開するマーケティング・研究／開発・生産体制・アウトソーシング等、新たな成長機会を指向する組織体制の構築を推し進めております。

##### (3) 有価証券の保有に係るリスク

当社グループは、資産圧縮方針のもと有価証券の売却を進めております。

保有有価証券は、今後の株式市場及び経済環境や企業収益の動向によっては株価下落等に伴うリスクが発生することも考えられ、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

当社グループは、かかる有価証券保有に伴うリスクを回避するために、今後とも保有有価証券の見直しを行っていく方針であります。

##### (4) 設備工事及び機器製造における事故及び災害に係るリスク

当社グループの生産地域は大阪府高槻市の本社工場に集中しており、当社グループが受注したプロジェクト案件のための設備工事及び機器製造において、予期しない事故及び災害が発生したときは、生産能力が低下することや事業体制の立直しのために多額のコストを要する場合があります、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

かかる事故及び災害に備えて、当社グループでは、全社的に安全のための行動と対策を周知徹底しており、また、過去において大きな被害をもたらす事故及び災害は発生しておりませんが、これらの施策が事故や災害による損害を完全に阻止できる保証はありません。

(5) 製品保証及び工事損失に係るリスク

当社グループでは、顧客の要望に十分に應えるため、品質、機能、安全性、納期等に万全を期しておりますが、当社グループの製品に重大な不具合が存在するときは、予期せぬ追加工事が発生したり、リコールが発生する等して、多額の製品保証費用等が発生する可能性があり、会計上は製品保証引当金等を計上しているものの、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(6) 法的規制等に係るリスク

当社グループは、製造物責任法、独占禁止法、建設業法等、様々な法的規制を受けております。また、当社グループは海外でも事業を展開しており、各国の法的規制を受けております。

当社グループでは法令遵守の徹底を図っておりますが、法律・規制等が強化された場合や予期し得ない法律・規制等の導入・改正等があった場合は、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(7) 訴訟等に係るリスク

当社グループでは事業に関連して国内外の訴訟等の対象となるリスクが存在することを認識しており、将来、重要な訴訟等が提起された場合には、当社グループの業績及び財政状況に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(技術供与)

契約会社名	契約先		契約の内容	対価の受取	契約期間
	国名	名称			
(株)西島製作所	インドネシア	PT.TORISHIMA GUNA INDONESIA	1 ポンプのライセンス生産並びに生産ノウハウの供与 2 部品の製造及び製品の組立に関する技術的援助	一定率のロイヤリティ	平成10年1月から平成30年1月まで (契約期限到来後は1年ごとに自動更新)
(株)西島製作所	中国	西島ポンプ(天津)有限公司	1 ポンプのライセンス生産並びに生産ノウハウの供与 2 部品の製造及び製品の組立に関する技術的援助	一定率のロイヤリティ	平成22年12月から平成34年12月まで (契約期限到来後は1年ごとに自動更新)

## 6【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）の研究開発活動は、研究開発部及びプラントエンジニアリング部が中心となり、ポンプ事業、新エネルギー・環境事業に係る市場ニーズに応えるため、中長期製品計画等に基づく重点テーマを設定して推進しており、当連結会計年度の研究開発関連費用としては総額453百万円を投入しております。

### （ポンプ事業）

エネルギー分野では、特にコンバインドサイクル用高負荷変動対応型ボイラ給水ポンプ、及び再生可能エネルギーの中では安定した電力の供給が期待できるゴミ焼却発電プラント向けの小型ボイラ給水ポンプをそれぞれ平成27年度、平成28年度と連続して市場投入しておりお客様から評価をいただいております。また、復水器に冷却水を供給する循環水ポンプとして使用される立軸斜流ポンプにおいて、ポンプ内部流れの最適化により高速小型化・高効率化を実現し大容量・高揚程にも対応した新機種の開発が完了し、平成28年度から市場投入を開始しております。加えて、冷却水を削減した省資源型次世代ボイラ循環水ポンプの開発が完了しております。

ポンプの高性能・高速化への対応かつ、お客様のニーズにあった製品をどこよりも速く開発するために、特に、水力開発に関しては、開発設計時に利用する流体解析技術の解析時間短縮及び高度化を図るため、大規模クラスタシステムの導入及び水力開発システムの完全自動化を実現し、活用しております。

また、ポンプの高速化時に課題となるキャビテーションエロージョンについては検証用試験ループを増設する等試験及び計測設備を増強し、新製品の品質向上を図っております。

さらに、構造及び材料関連の要素技術、開発効率の向上を目的とした最適化設計、低比速度ポンプの性能改善及びキャビテーション強さの低減については、大学等の外部機関を積極的に活用することで、基礎的研究を共同で実施中であります。

当連結会計年度における研究開発関連費用は425百万円であります。

### （新エネルギー・環境事業）

風力発電分野では、耐風速性能が高い100kW風車の国内への採用を提案中であります。

また、1500kW超の大型風車のメンテナンス事業を強化するため、関連会社であるイオスエンジニアリング アンド サービス㈱において、整備及び保守の提案を実施中であります。

さらに、近年問題となっている落雷による風車ブレードの破損および飛散事故対策として、関連会社であるイオスエンジニアリング アンド サービス㈱と共同で「雷撃および雷接近時の風車停止制御システム」を開発し、提案を実施中であります。

真空下水分野では、下水道施設の更新・メンテナンスに向けて、真空ステーション内の機器、無線通報装置、真空弁及びコントローラー等の整備及び更新、硫化水素抑制装置の現地調査及び提案を実施中であります。

環境装置分野では、処理場における機器等の整備及び更新提案を継続して実施中であります。

当連結会計年度における研究開発関連費用は28百万円であります。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成しております。この連結財務諸表の作成にあたりましては、会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に与える見積りを必要とします。これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 (1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針が、連結財務諸表作成における重要な見積りの判断に影響を及ぼすと考えております。

#### (ア) たな卸資産の評価

当社グループは、たな卸資産について、期末における収益性の低下の有無を判断し、収益性が低下していると判断されたものについては、帳簿価額を正味売却価額または処分見込価額まで切り下げております。

収益性の低下の有無に係る判定は、原則として個別品目ごとに、その特性や市況等を総合的に考慮して実施しております。

また、受注工事に係るたな卸資産については、工事損失引当金により収益性の低下を反映させております。

#### (イ) 有価証券の評価

当社グループは、その他有価証券のうち時価のある有価証券について時価評価を行い、評価差額については税効果会計適用後の純額を、その他有価証券評価差額金として純資産の部を含めて表示しております。

減損処理にあたっては、時価が取得価額の50%以上下落した場合のほか、時価回復の可能性をもとに判断しております。

#### (ウ) 債権の回収可能性

当社グループは、金銭債権の回収可能性を評価して貸倒見積高を算定し、貸倒引当金を計上しております。

貸倒見積高算定の対象となる債権は、日常の債権管理活動の中で、債権の計上月や弁済期限からの経過期間に債務者の信用度合等を加味して区分把握しております。

貸倒見積高の算定に際しては、一般債権については貸倒実績率を適用し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に相手先の財務状況等を考慮して、回収可能性を吟味しております。

#### (エ) 退職給付費用及び債務

当社グループの退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出しており、その主要な前提条件は退職給付債務の割引率及び年金資産の期待運用収益率であります。

割引率は、従業員の退職給付の見込み支払日までの平均期間に対応する期間の日本の国債利回りを基礎に設定しております。

また、年金資産の長期期待運用収益率は、保有している年金資産のポートフォリオ及び過去の運用実績、収益の将来見通しを総合的に判断して設定しております。

#### (オ) 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかの回収可能性を検討し、回収が不確実であると考えられる部分に対して評価性引当額を計上して繰延税金資産を減額しております。

回収可能性の判断に際しては、将来の課税所得の見積額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。

## (2) 当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析

### (ア) 財政状態の分析

当連結会計年度末における資産につきましては、前連結会計年度末に比べ1,521百万円増加し67,719百万円となりました。これは主に、現金及び預金の増加（前連結会計年度末比3,687百万円増加）及び投資有価証券の減少（前連結会計年度末比1,660百万円減少）などによるものです。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ602百万円増加し34,006百万円となりました。これは主に、長期借入金の減少（前連結会計年度末比4,055百万円減少）があったものの、支払手形及び買掛金の増加（前連結会計年度末比1,193百万円増加）、前受金の増加（前連結会計年度末比1,179百万円増加）及び短期借入金の増加（前連結会計年度末比868百万円増加）などが発生したことによるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ918百万円増加し33,713百万円となりました。

### (イ) 経営成績の分析

当連結会計年度の売上高は44,414百万円（前連結会計年度40,479百万円比109.7%）を計上し、当連結会計年度末の受注残高としては48,476百万円（前連結会計年度49,407百万円比98.1%）を来期以降に繰り越すこととなりました。

当連結会計年度の営業利益は、売上高の増加と売上総利益率の改善により、1,462百万円（前連結会計年度は営業利益373百万円）となりました。

経常利益は、営業外収益として為替差益126百万円が発生したことなどにより1,871百万円（前連結会計年度は経常損失1,663百万円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益として関係会社株式売却益168百万円、特別損失として投資有価証券評価損103百万円が発生したことなどにより1,532百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失2,422百万円）となりました。

## (3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループに重要な影響を与える要因としましては、外的要因である需要先の動向と収益環境の変化、グローバル化に伴う為替動向、世界動向などに加え、内的要因である保有有価証券の対する株価動向、事故及び災害、製品に対する重要な不具合、法的規制、訴訟等が考えられます。

需要先の動向と収益環境の変化に対応するために、研究・開発に注力し、水・新エネルギーなどの資源や環境問題など時代が求める新たなニーズに適切に応える分野を強化するとともに、採算面の改善を図っております。

グローバル化に伴う為替・世界動向に対応するために、為替予約、外貨建ての資材調達等の推進や現地での資材調達を行っております。

保有有価証券に対する株価動向に対応するために、資産圧縮方針のもと保有有価証券の見直し、売却を行っております。

事故及び災害に対応するために、グループ全体に安全のための行動と対策を周知徹底しております。

製品に対する重大な不具合に対応するために、会計上適切な引当金を計上することに加え、品質マネジメント部門を強化し、品質、機能、安全性、納期等に万全を期しております。

法的規制に対応するために、本社内に法務部門を設置し様々な法的規制の検証を行うとともに、CSR部門において法令遵守の徹底を含めた教育を行っております。

訴訟等に対応するために、契約留意事項の確認や、片務的契約の排除等、契約内容の事前検証を行っております。

## (4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

### (ア) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの分析は、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

### (イ) 資金需要の主な内容

当社グループの資金需要は、営業活動につきましては、生産活動に必要な運転資金（材料・外注費及び労務費等）、受注獲得のための販売手数料及び研究開発費が主な内容であります。投資活動につきましては、生産活動のための固定資産の更新及び生産能力・サービス能力アップのための設備投資が主な内容であります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、当連結会計年度において主力事業であるポンプ事業を中心に総額1,084百万円の設備投資を実施しております。

主な設備投資としては、ポンプ事業における既存設備の更新・付帯設備及び機械の増強等に総額1,084百万円を実施し、その所要資金は自己資金及び借入金で賄っております。

#### 2【主要な設備の状況】

上記ポンプ関連事業を主事業とする当社グループ（当社及び連結子会社）における主たる設備の状況は次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社及び工場 (大阪府高槻市)	ポンプ事業 環境事業 新エネルギー事業	本社機能 生産設備	2,955	1,291	1,430 (92,946)	285	202	6,168	643 〔70〕
九州工場 (佐賀県武雄市)	ポンプ事業	生産設備	140	-	629 (57,495)	-	-	770	- 〔-〕
東京支社 (東京都品川区) 他計11支社・支 店、7営業所、2 海外事務所、1 サービス工場	ポンプ事業	事務所設 備	7	3	25 (690)	1	2	40	215 〔1〕
その他	新エネルギー 事業ほか	風力発電 設備ほか	3	417	81 (14,082)	-	0	497	- 〔-〕
合計	-	-	3,107	1,711	2,166 (165,214)	286	204	7,477	858 〔71〕

(2) 国内子会社

平成29年3月31日現在

会社名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
㈱九州トリシマ (佐賀県武雄市)	ポンプ事業	生産設備	41	111	-	-	12	165	63 〔6〕

(3) 在外子会社

平成29年3月31日現在

会社名 (所在地)	事業の内容	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO. (アラブ首長国連 邦)	ポンプ事業	生産設備	357	283	-	-	50	691	117 〔-〕
西島ポンプ(天 津)有限公司 (中国)	ポンプ事業	生産設備	264	165	-	-	30	460	58 〔-〕
PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING (インドネシア)	ポンプ事業	生産設備	198	7	104 (15,000)	17	9	337	115 〔-〕
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD. (インド)	ポンプ事業	生産設備	158	27	98 (8,123)	-	9	293	40 〔-〕

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」及び「建設仮勘定」の合計であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2 提出会社の支社、支店等の建物は賃借しております。(年間賃借料176百万円)

3 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	事業の内容	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
本社工場	大阪府 高槻市	ポンプ事業	シャフト 複合旋盤	66	-	自己資金 及び 借入金	H29.4	H30.12	同加工 時間の 20%短縮

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成29年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,889,079	29,889,079	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	29,889,079	29,889,079	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき次のとおり新株予約権を発行しております。

平成20年6月27日株主総会決議及び平成20年9月18日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	31	31
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,100	3,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年9月20日から 平成50年9月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,014 資本組入額 1,007	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役 (監査等委員であるものを除く) は取締役(監査等委員であるもの を除く)、取締役(監査等委員) は取締役(監査等委員)のそれぞ れの地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限 り、新株予約権を行使できるもの とします。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取 締役会の承認を要するものとしま す。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関す る事項	-	-

平成21年 7月16日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
新株予約権の数(個)	72	72
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,200	7,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成21年 7月18日から 平成51年 7月17日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,258 資本組入額 629	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は取締役(監査等委員であるものを除く)、取締役(監査等委員)は取締役(監査等委員)のそれぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成22年 7月16日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
新株予約権の数(個)	89	89
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,900	8,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年 7月21日から 平成52年 7月20日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,309 資本組入額 655	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は取締役(監査等委員であるものを除く)、取締役(監査等委員)は取締役(監査等委員)のそれぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成23年 7月15日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
新株予約権の数(個)	119	119
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,900	11,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成23年 7月20日から 平成53年 7月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,214 資本組入額 607	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は取締役(監査等委員であるものを除く)、取締役(監査等委員)は取締役(監査等委員)のそれぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成24年 7月13日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
新株予約権の数(個)	188	188
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,800	18,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成24年 7月20日から 平成54年 7月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 729 資本組入額 365	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は取締役(監査等委員であるものを除く)、取締役(監査等委員)は取締役(監査等委員)のそれぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成25年 7月12日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
新株予約権の数(個)	193	193
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,300	19,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成25年 7月19日から 平成55年 7月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 873 資本組入額 437	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は取締役(監査等委員であるものを除く)、取締役(監査等委員)は取締役(監査等委員)のそれぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成26年 7月14日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
新株予約権の数(個)	138	138
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,800	13,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成26年 7月19日から 平成56年 7月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 902 資本組入額 451	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は取締役(監査等委員であるものを除く)、取締役(監査等委員)は取締役(監査等委員)のそれぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成27年7月9日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	203	203
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,300	20,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成27年7月22日から 平成57年7月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 905 資本組入額 453	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は取締役(監査等委員であるものを除く)、取締役(監査等委員)は取締役(監査等委員)のそれぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

平成28年7月7日取締役会決議		
	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	194	194
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,400	19,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	平成28年7月21日から 平成58年7月20日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,107 資本組入額 554	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役(監査等委員であるものを除く)は取締役(監査等委員であるものを除く)、取締役(監査等委員)は取締役(監査等委員)のそれぞれの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとします。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成10年4月1日～ 平成11年3月31日	5,535	29,889,079	3	1,592	4	4,610

(注) 新株引受権の権利行使による増加

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	33	29	72	78	1	6,318	6,531	-
所有株式数(単元)	-	92,383	2,811	67,777	50,392	1	85,258	298,622	26,879
所有株式数の割合(%)	-	30.9	0.9	22.7	16.9	0.0	28.6	100.00	-

- (注) 1. 自己株式2,579,439株は、「個人その他」に25,794単元、「単元未満株式の状況」に39株含まれております。  
2. 上記「金融機関」には、株式給付信託(ESOP)が保有する当社株式2,017単元が含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
公益財団法人原田記念財団	佐賀県武雄市若木町川古字道免木9857番地13	2,810	9.4
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA	1,964	6.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,479	4.9
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	1,286	4.3
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	1,266	4.2
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,060	3.5
株式会社栗本鐵工所	大阪市西区北堀江一丁目12番19号	652	2.1
株式会社日阪製作所	大阪市北区曾根崎二丁目12番7号	619	2.0
THE BANK OF NEW YORK-JASDECT REATY ACCOUNT	AVENUE DES ARTS 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM	572	1.9
三精テクノロジー株式会社	大阪市淀川区宮原四丁目3-29号	551	1.8
計	-	12,263	41.0

- (注) 1. 公益財団法人原田記念財団は、水力学、流体力学、流体機械等自然科学の分野で、学術研究、応用に従事している個人または団体に対する助成援助を行う等、わが国の科学技術、学術文化及び教育の向上、地域社会の発展に寄与することを目的とする公益法人であります。  
2. 当社所有の自己株式(株式給付信託分を除く)2,579千株(8.6%)については、議決権を有していないため上記の大株主から除外しております。

( 8 ) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,579,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,282,800	272,828	-
単元未満株式	普通株式 26,879	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	29,889,079	-	-
総株主の議決権	-	272,828	-

(注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式39株が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」には「株式給付信託(ESOP)」が保有する当社株式201,700株(議決権2,017個)が含まれております。

【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西島製作所	大阪府高槻市 宮田町一丁目1番8号	2,579,400	-	2,579,400	8.6
計	-	2,579,400	-	2,579,400	8.6

(注) 株式給付信託(ESOP)が保有する当社株式201,700株は、上記自己株式等に含まれておりません。

( 9 ) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、平成20年5月14日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止し、それに代わる株式報酬型ストックオプション制度の導入を決議しております。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を発行することを、平成20年6月27日開催の定時株主総会において、決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成20年6月27日株主総会決議及び平成20年9月18日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役5名及び監査役4名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	当社取締役及び監査役に対して付与する株式報酬型ストックオプションの払込金額との相殺のため支給する報酬を当社で定める時価で除した株数を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とします。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり100円（1株当たり1円）（注）3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含んでおります。）または株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

2. 付与対象者の退職等による権利喪失及び権利行使により、有価証券報告書提出日現在、付与対象者の区分及び人数は、取締役（監査等委員を除く）1名となっております。

3. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を発行することを、平成21年7月16日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成21年7月16日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役5名及び監査役5名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	当社取締役及び監査役に対して付与する株式報酬型ストックオプションの払込金額との相殺のため支給する報酬を当社で定める時価で除した株数を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とします。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり100円（1株当たり1円）（注）3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含んでおります。）または株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとし、

2．付与対象者の退職等による権利喪失及び権利行使により、有価証券報告書提出日現在、付与対象者の区分及び人数は、取締役（監査等委員を除く）2名となっております。

3．各新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を発行することを、平成22年7月16日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成22年7月16日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役6名及び監査役5名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	当社取締役及び監査役に対して付与する株式報酬型ストックオプションの払込金額との相殺のため支給する報酬を当社で定める時価で除した株数を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とします。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり100円（1株当たり1円）（注）3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含んでおります。）または株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとし、

2．付与対象者の退職等による権利喪失及び権利行使により、有価証券報告書提出日現在、付与対象者の区分及び人数は、取締役（監査等委員を除く）3名となっております。

3．各新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を発行することを、平成23年7月15日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年7月15日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役6名及び監査役5名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	当社取締役及び監査役に対して付与する株式報酬型ストックオプションの払込金額との相殺のため支給する報酬を当社で定める時価で除した株数を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とします。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり100円（1株当たり1円）（注）3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含んでおります。）または株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとし、

2．付与対象者の退職等による権利喪失及び権利行使により、有価証券報告書提出日現在、付与対象者の区分及び人数は、取締役（監査等委員を除く）3名となっております。

3．各新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を発行することを、平成24年7月13日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年7月13日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役6名及び監査役4名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	当社取締役及び監査役に対して付与する株式報酬型ストックオプションの払込金額との相殺のため支給する報酬を当社で定める時価で除した株数を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とします。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり100円（1株当たり1円）（注）3
新株予約権の行使期間	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含んでおります。）または株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとしします。

2．付与対象者の退職等による権利喪失及び権利行使により、有価証券報告書提出日現在、付与対象者の区分及び人数は、取締役（監査等委員を除く）3名となっております。

3．各新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を発行することを、平成25年7月12日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年7月12日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役5名及び監査役4名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	当社取締役及び監査役に対して付与する株式報酬型ストックオプションの払込金額との相殺のため支給する報酬を当社で定める時価で除した株数を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とします。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり100円（1株当たり1円）（注）3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含んでおります。）または株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとし、

2．付与対象者の退職等による権利喪失及び権利行使により、有価証券報告書提出日現在、付与対象者の区分及び人数は、取締役（監査等委員を除く）3名となっております。

3．各新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を発行することを、平成26年7月14日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年7月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役4名及び監査役5名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	当社取締役及び監査役に対して付与する株式報酬型ストックオプションの払込金額との相殺のため支給する報酬を当社で定める時価で除した株数を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とします。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり100円（1株当たり1円）（注）3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含んでおります。）または株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

2．付与対象者の退職等による権利喪失及び権利行使により、有価証券報告書提出日現在、付与対象者の区分及び人数は、取締役（監査等委員を除く）3名となっております。

3．各新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を発行することを、平成27年7月9日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年7月9日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役5名及び監査等委員取締役3名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	当社取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員である取締役に対して付与する株式報酬型ストックオプションの払込金額との相殺のため支給する報酬を当社で定める時価に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた数で除した新株予約権の総数を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とします。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり100円（1株当たり1円）（注）3
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含んでおります。）または株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとしします。

2．付与対象者の退職等による権利喪失及び権利行使により、有価証券報告書提出日現在、付与対象者の区分及び人数は、取締役（監査等委員を除く）4名及び取締役（監査等委員）3名となっております。

3．各新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数に乗じた金額とします。

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を発行することを、平成28年7月7日開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成28年7月7日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役4名及び監査等委員取締役4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	当社取締役（監査等委員であるものを除く）及び監査等委員である取締役に対して付与する株式報酬型ストックオプションの払込金額との相殺のため支給する報酬を当社で定める時価に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた数で除した新株予約権の総数を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とします。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1個当たり100円（1株当たり1円）（注）2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1．当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含んでおります。）または株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

2．各新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数に乗じた金額とします。

#### （10）【従業員株式所有制度の内容】

当社は、平成28年11月10日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブプラン「株式給付信託（ESOP）」を導入しております。

##### 1.取引の概要

ESOP信託とは、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)を参考に、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであり従業員持株会と信託を組み合わせることで、信託ファンドは持株会が将来にわたって購入する株式を一括して確保することができ、合わせて従業員の福利厚生制度の拡充、従業員のモチベーションアップなどの目的を実現することも可能な制度であります。

当社が西島製作所従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数に応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括に弁済するため、従業員への追加負担はありません。

##### 2.従業員等に取得させる予定の株式の総数又は総額

201,700株

##### 3.当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受け取ることができる者の範囲

株式給付信託（ESOP）制度は、株式交付規程に基づき株式給付を受ける権利を取得した当社グループの社員を対象としております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	471	533,590
当期間における取得自己株式	77	83,160

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

また、株式給付信託(ESOP)制度の導入に伴い信託財産として取得した自己株式は含んでおりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (注1)	2,100	1,359,897	-	-
保有自己株式数	2,579,439	-	2,579,516	-

(注) 1 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数2,100株、処分価額の総額1,359,897円)であります。

2 当期間における保有自己株式数には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り又は売渡しによる株式数は含まれておりません。

3 保有自己株式には、株式給付信託(ESOP)が保有する株式は含んでおりません。

### 3【配当政策】

当社グループの配当方針は株主各位への安定的配当を継続することを基本とし、新たな成長のための投資に利益配分を配分することを考慮して、配当性向は30%を目安としております。

なお、当社は機動的な資本政策が行えるように、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

また、会社法第454条第5項に定める中間配当についても、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度は、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、1株当たり普通配当9円とし、既に実施済みの中間配当金9円を合わせ年間1株当たり18円とさせていただきます。

また、内部留保資金につきましては、新たな成長を目指して、今後の高度化するポンプ及び関連機器、関連ソフトウェアに対処するための技術開発や新製品開発及び既設ポンプ機場・プラントのメンテナンス活動並びに生産の合理化のための生産設備、地球環境保全のための環境事業展開等の業容の拡大に有効に投資していく予定であります。

なお、当社は連結配当規制適用会社であります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成28年11月10日 取締役会決議	245	9
平成29年5月11日 取締役会決議	245	9

### 4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第132期	第133期	第134期	第135期	第136期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	1,136	1,408	1,295	1,078	1,200
最低(円)	500	687	745	721	922

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部によるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	1,150	1,147	1,179	1,200	1,179	1,197
最低(円)	1,012	1,011	1,079	1,090	1,102	1,073

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部によるものであります。

5【役員の状況】

男性 9名 女性 -名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役 社長 最高執行役員 社長		原 田 耕太郎	昭和36年10月2日生	昭和59年4月 ㈱大和銀行入行 昭和63年11月 英国バース大学経営大学院MBA取得 平成2年9月 ダイワ・バンク(キャピタル・マネージメント)ピーエルシー(英国)出向 平成9年5月 ㈱大和銀行信託財産部部長代理 平成9年7月 当社入社 平成10年8月 社長室長 平成11年6月 取締役 平成11年7月 社長室長兼営業本部付〔市場開発担当〕 平成12年8月 社長室長兼営業本部副本部長 平成13年6月 常務取締役 営業本部長 平成16年6月 代表取締役専務 平成18年6月 代表取締役社長(現在) 最高執行役員社長(現在)	(注)3	238
代表取締役 副社長		藤 川 博 道	昭和18年11月21日生	昭和41年4月 当社入社 平成10年8月 生産本部副本部長 平成11年6月 取締役 営業本部副本部長兼大阪支店長 平成12年8月 大阪支店長 平成13年6月 東京支店長 平成16年6月 西島エンジニアリング㈱常務取締役 平成16年7月 生産本部副本部長〔海外プロジェクト担当〕 平成18年6月 西島エンジニアリング㈱専務取締役 平成21年4月 常務執行役員 品質マネジメント本部長 平成21年6月 上席常務執行役員 取締役 平成23年4月 専務執行役員 営業本部長兼プラントエンジニアリング本部長 平成23年6月 代表取締役(現在) 平成25年4月 営業本部長 平成26年4月 営業本部長兼プラントエンジニアリング本部長 平成26年7月 副社長(現在)	(注)3	247

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 専務執行役員	経営企画室 長兼生産 本部長	久 島 哲 也	昭和36年 1月25日生	昭和60年 4月 当社入社 平成13年 6月 風力発電営業部長 平成16年 7月 調達部長 平成17年 7月 調達本部長 平成18年 6月 執行役員 平成20年 5月 常務執行役員 平成22年 6月 取締役(現在) 上席常務執行役員 平成26年 4月 専務執行役員(現在) 平成27年 4月 経営企画室長兼調達本部長および管 理本部管掌 平成29年 4月 経営企画室長兼生産本部長(現在)	(注) 3	106
取締役 常務執行役員	調達本部長	吉 川 宣 行	昭和24年 2月 4日生	昭和46年 4月 当社入社 平成 9年 7月 品質保証部長 平成19年 6月 C S R 推進室長 平成22年 4月 執行役員 C S R 本部長 平成25年 4月 生産本部副本部長 平成26年 4月 常務執行役員(現在) 生産本部長 平成27年 6月 取締役(現在) 平成29年 4月 常務執行役員調達本部長(現在)	(注) 3	45
取締役 常務執行役員	技術本部長 兼研究開発 部長	羽 牟 幸 一 郎	昭和42年12月 7日生	平成 3年 4月 当社入社 平成21年 4月 TGT技術部長 平成23年 3月 アプリケーション・エンジニアリン グ部長兼TGT営業部長 平成24年 4月 執行役員アプリケーション・エンジ ニアリング部長兼TGT営業部長 平成25年 4月 執行役員技術本部長 平成27年 4月 常務執行役員技術本部長 平成28年 4月 常務執行役員技術本部長兼研究開発 部長(現在) 平成29年 6月 取締役(現在)	(注) 3	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)		福田 豊	昭和26年12月29日生	昭和54年10月 当社入社 昭和54年10月 経理部配属 平成9年7月 総務部長 平成22年4月 内部監査室長 平成23年11月 西島ポンプ(天津)有限公司管理本部長 平成25年4月 C S R 推進室長兼内部監査室長 平成26年4月 内部監査室長 平成26年6月 常勤監査役 平成27年6月 取締役(監査等委員)(現在)	(注)4	85
取締役 (監査等委員)		津田 晃	昭和19年6月15日生	昭和43年4月 野村證券(株)入社 昭和62年12月 同 取締役 平成元年6月 同 常務取締役 平成8年6月 同 代表取締役専務取締役 平成9年6月 日本合同ファイナンス(株) 〔現 (株)ジャフコ〕 代表取締役専務取締役 平成11年4月 同 代表取締役副社長 平成14年5月 野村インベスター・リレーションズ (株)取締役会長 平成15年6月 同 執行役会長 平成17年6月 日本ベンチャーキャピタル(株)代表取 締役社長 日立キャピタル(株)社外取締役 平成21年6月 当社監査役 平成21年8月 宝印刷(株)取締役(現在) 平成27年6月 取締役(監査等委員)(現在)	(注)4	110
取締役 (監査等委員)		伯川 志郎	昭和23年11月13日生	昭和50年11月 等松青木監査法人(現 有限責任監 査法人トーマツ)福岡事務所入所 昭和57年9月 公認会計士登録(現在) 昭和63年5月 有限責任監査法人トーマツ社員 平成7年5月 有限責任監査法人トーマツ代表社員 平成19年6月 日本公認会計士協会北部九州会会長 平成19年7月 日本公認会計士協会常務理事 平成24年6月 当社監査役 平成27年6月 取締役(監査等委員)(現在)	(注)4	48

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)	
取締役 (監査等委員)		秋山 洋	昭和44年8月6日生	平成6年4月	(注)5	1	
				平成6年4月			御堂筋法律事務所(現 弁護士法人御堂筋法律事務所)入所 弁護士登録 大阪弁護士会所属 (現在)
				平成15年1月			弁護士法人御堂筋法律事務所 社員 (現在)
				平成23年6月			小太郎漢方製薬(株) 社外監査役 (現在)
				平成27年6月 平成28年6月			(株)藤木工務店 社外監査役(現在) 当社取締役(監査等委員)(現在)
計						882	

- (注) 1 取締役 津田 晃氏、伯川 志郎氏及び秋山 洋氏は、社外取締役であります。
- 2 当社の監査等委員会については次のとおりであります。  
議長 福田 豊氏、委員 津田 晃氏、委員 伯川 志郎氏、委員 秋山 洋氏
- 3 取締役(監査等委員を除く)の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 取締役(監査等委員)福田 豊氏、津田 晃氏、伯川 志郎氏の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 取締役(監査等委員)秋山 洋氏の任期は、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時から、平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社では取締役会の一層の活性化と、経営における監督機能と執行機能を明確に分離しコーポレートガバナンスの強化を図るため執行役員制度を導入しており、執行役員は16名で構成されております。
- 7 当社は、法令に定める取締役(監査等委員)の員数を欠くことになる場合に備え、補欠取締役(監査等委員)1名を選任しております。

補欠取締役(監査等委員)の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)	
阪本 政 敬	昭和17年1月31日生	昭和45年4月	(注)	10	
		昭和63年4月			大阪弁護士会登録(現在)
		平成3年4月			大阪弁護士会厚生委員会委員長
		平成10年4月			大阪弁護士会副会長
		平成14年6月			大阪弁護士会弁護士研修委員長
		平成16年6月			日本弁護士連合会研修委員長
		平成17年4月			IDEC(株)監査役(現在)
平成21年11月 平成27年6月	大阪弁護士会常議員会議長 大阪府入札監視委員会委員長 当社補欠取締役(監査等委員)(現在)				

- (注) 補欠取締役(監査等委員)の任期は、就任した時から退任した取締役(監査等委員)の任期満了の時までであります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、「金銭の赤字は出しても信用の赤字を出さぬ」を社是として、人と自然の関わりを大切に、ポンプを含む環境共生事業を通して広く社会に貢献すると言う企業理念の下、全てのステークホルダーに配慮した経営を行っています。当社の全ての役員・従業員は、個々のコンプライアンスの実践が企業倫理を形成していくとの強い決意をもって、組織及び個人が一体となってコンプライアンスに取組み、内部統制システムの充実とコーポレートガバナンス体制の強化を推進しています。

#### 企業統治の体制

当社の企業統治の体制は次のとおりです。

#### イ 企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役4名（うち3名は社外取締役）を含む9名の取締役で構成されています。監査等委員である取締役は、定例取締役会に出席し、各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき必要に応じて意見を述べるほか、その他の社内の重要会議にも出席し、また重要な決裁書類の閲覧などを実施することにより経営状況全般を把握し、必要に応じて他の取締役及び使用人の報告・説明を受けることで、取締役等の業務執行状況を十分に把握できる体制をとっております。

また、執行役員制度を導入しており、経営における監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役員の責任と役割を明確にしております。経営監督機関としての取締役会、経営の執行に係る社長の最高協議機関としての執行役員会をそれぞれ設置しており、迅速かつ適切な経営判断を行うため、取締役会は原則として毎月1回、執行役員会は原則として毎週1回開催しております。執行役員会は、業務執行における重要課題の事前審議、経過並びに結果報告等の場として、必要に応じて管理者の出席を求め開催しております。

#### ロ 企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社として、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能をより一層強化し、また、豊富な経験や見識及び専門的知見を備えた3名の社外取締役（監査等委員）を配置することにより、監査等委員会の独立性を担保し、取締役会及び執行役員会の迅速な意思決定と共に、透明性の高い効率的な経営のための企業統治の体制が機能しているものと判断しております。

#### ハ 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法第362条第5項に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）の整備基本方針を定めました。

本内部統制システムは、確実に実施するとともに、本システム及びそれに関する社内規程等は必要に応じた見直しを行い、効率的で適法な企業体制の維持・改善を図るものとします。

#### （取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

- (a) 当社は、「金銭の赤字は出しても信用の赤字は出さぬ」の社是のもと、法令遵守、公平・公正、社会倫理に反する行為の禁止、風紀・秩序の維持、差別の禁止、違反についての是正措置などの基本姿勢を定め、取締役及び使用人はその内容を遵守すべく、周知徹底を図るものとします。
- (b) 職場での企業倫理等に関する相談窓口及び「コンプライアンス委員会」を当社に設置し、当委員会は、（ア）当社及び子会社から成る当社グループの遵法体制・倫理体制の構築と、これらの状況把握、（イ）企業倫理に関する内部監査の結果について各執行部門へ指導・助言、（ウ）企業倫理に関する教育計画、教育活動についての指導・助言、（エ）社内通報に関する対応について相談窓口へ指導・助言を任務とします。
- (c) 当社は、取締役及び使用人に対し、担当部門からコンプライアンス及び法令等に関する定期的な情報の提供を行い、またコンプライアンスに関する教育・啓発活動を必要に応じて行います。

#### （取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

- (a) 当社は、株主総会に関する文書、取締役会、その他重要な会議に関する文書、稟議書、契約書、その他取締役の職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む）について、社内規程に従った保存、管理を行います。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- (a) 当社は、経営リスク、事故・自然災害リスク、政治・経済・社会リスクを適切に管理するため、平常時における全社的なリスクマネジメント推進及び緊急時におけるリスク対策につき社内規程を定め、体制を整備します。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- (a) 当社は、執行役員制度を採用し、業務の執行と監督の分離を図ります(平成18年6月29日付けで執行役員制度導入)。取締役会は、経営の意思決定と取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行います。
- (b) 当社は、取締役及び使用人の各職位に関する職務内容及び責任権限並びに各組織単位の業務分掌を社内規程に定め、効率経営を行うとともに、それに従った職務責任体制で業務が行われているか定期的に内部監査を行います。

(当社グループにおける業務の適正を確保するための体制)

- (a) 当社は、当社及び子会社から成る当社グループが相互に協力し、ともに企業価値の向上を図るために管理体制を整備し、子会社に対する支援及び経営指導・監督、管理を行います。
- (b) 当社は、当社及び子会社から成る当社グループ全体の業務の適正性を確保するため、各子会社に事業内容、規模等を考慮した内部統制システム構築の基本方針に沿った内部統制システムを整備させ、当社の担当部門はその状況を確認します。

(監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性確保に関する事項)

- (a) 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことの必要性が生じた場合、もしくは監査等委員会から求めがあった場合には、監査等委員会と協議のうえ合理的な配置を行います。
- (b) 上記使用人を置くに至った場合、当該使用人に対する指揮命令権は監査等委員会に帰属するものとし、評価、賃金、異動等の人事事項は事前に監査等委員会の同意を得た上で決定します。
- 当該使用人への必要な調査権限の付与等を行い、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性を確保するとともに監査等委員会の指示の実効性を確保します。

(取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制並びにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

- (a) 当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人が職務執行の状況について監査等委員会に定期的に報告を行い、また、当社及び子会社から成る当社グループの重要事項については、子会社から報告を受けた取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人、若しくは子会社の取締役及び使用人から、都度、当社監査等委員会に報告を行う体制を整備します。
- (b) 前項に関わらず、監査等委員会は当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、必要に応じて随時報告を求めることができるものとします。
- (c) 内部監査部門及び管理部門がその業務の補助を行う体制を整えます。
- (d) (a)及び(b)による報告をした者は、不利な取扱いを受けないことを社内規程に定め、適正に運用します。
- (e) 監査等委員である取締役は、その職務の執行について生じる費用を当社に対して請求できるものとします。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況)

- (a) 当社は、反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応します。
- (b) 当社は、平素より関係行政機関、弁護士等からの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに対処できる体制を構築します。

#### 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社の内部監査及び監査等委員会監査の状況は次のとおりです。

当社は、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを内部監査により確認しております。内部監査部門として、企業グループ全体を監査対象とする内部監査室を設置し、専任スタッフ（2名）及び必要に応じて各部署より選抜された兼務者（16名）を置いて年間計画に基づき、重要な子会社を含む社内各部署の業務活動における法令、会社方針、計画等の遵守状況及び業務活動の適正性・効率性について内部監査を実施し、業務の改善に向けた具体的な助言・勧告を行うとともに、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備・運用状況の有効性評価を定期的実施しております。

監査等委員会は4名で構成され、このうち3名が社外取締役（監査等委員）であります。監査等委員会監査は、監査等委員会で定められた監査方針、監査計画等に従い、取締役会のほか執行役員で構成される執行役員会に出席し、経営執行状況の把握と監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款等に適合し会社業務が適正に遂行されていることを監査し、必要に応じて意見を述べているほか、社内各部署及び重要な子会社から業務執行状況の直接聴取を行っております。

また、内部監査室及び会計監査人と連携を図り、監査結果の報告を受け、情報・意見の交換を行うことにより監査機能の強化に努めております。

なお、取締役（監査等委員）福田 豊氏は、長年にわたり当社グループ経営部門において財務及び会計業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

また、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### 社外取締役

当社の社外取締役の状況は次のとおりです。

当社の社外取締役は3名であります。社外取締役である津田 晃氏、伯川 志郎氏及び秋山 洋氏の兼職状況については、「5 役員の状況」に記載のとおりであります。

なお、津田 晃氏の兼職先であります宝印刷株式会社は当社の取引先であります。取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。

また、津田 晃氏が平成28年6月24日まで兼職していた日立キャピタル株式会社と当社とは特別な関係はありません。

伯川 志郎氏が平成28年12月27日まで監査委員を受任していた福岡市と当社とは、公共工事における入札・契約制度に基づき落札した工事契約により取引することがありますが、入札・契約制度の性質に照らして、株主、投資家の判断及び社外取締役（監査等委員）としての職務遂行に、何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。

秋山 洋氏の兼職先であります弁護士法人御堂筋法律事務所、小太郎漢方製薬株式会社及び株式会社藤木工務店と当社とは特別な関係はありません。

当社は、社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準に基づき、経歴や当社との関係を踏まえた上で、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断し、その独立性を担保しております。なお、当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

社外取締役である伯川 志郎氏は、平成21年3月期まで、有限責任監査法人トーマツにおいて業務執行社員として、当社グループの監査を実施していましたが、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

また、3氏と当社との間には、人的、資金的、取引、その他の利害関係において特筆すべき事項はなく、社外取締役である津田 晃氏、伯川 志郎氏及び秋山 洋氏の当社株式の保有状況は「5 役員の状況」に記載のとおりであります。

なお、当社は、社外取締役の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

当社は、独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性及び効率性の検証を行える社外取締役を選任し、客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えております。その上で監査等委員会の機能を有効に活用しながら、株主からの負託を受けた実効性のある経営監視によるガバナンス体制を維持しております。

なお、当事業年度における主な活動状況につきましては、当事業年度開催の取締役会においては、取締役（監査等委員）津田 晃氏は11回中11回、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏は11回中11回出席しております。

取締役（監査等委員）秋山 洋氏は、平成28年6月29日就任以降、9回中9回出席しております。

各氏は、取締役会において各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、経営全般にわたって発言を行っております。

当事業年度開催の監査等委員会においては、取締役（監査等委員）津田 晃氏は14回中14回、取締役（監査等委員）伯川 志郎氏は14回中14回出席しております。取締役（監査等委員）秋山 洋氏は、平成28年6月29日就任以降、9回中9回出席しております。

各氏は、監査等委員会において各々の豊富な経験や見識及び専門的知見に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般について発言を行っております。

#### 役員報酬等

当連結会計年度末における当社の役員報酬の状況は次のとおりです。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞 与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く)	76	60	16	-	-	5
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く)	14	13	1	-	-	1
社外役員	24	21	2	-	-	3

(注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。

2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与36百万円は含まれておりません。

3. 株主総会決議に基づく取締役の報酬限度額（年額）は、取締役（監査等委員を除く）年額180百万円（平成27年6月26日開催第134回定時株主総会）、取締役（監査等委員）年額60百万円（平成27年6月26日開催第134回定時株主総会）であります。

但し、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。

また別枠で、ストックオプション報酬限度額（年額）として、取締役（監査等委員を除く）年額30百万円（平成27年6月26日開催第134回定時株主総会）、取締役（監査等委員）年額6百万円（平成27年6月26日開催第134回定時株主総会）であります。

4. 取締役個々の報酬につきましては、株主総会において決議している限度額の枠内で、当社経営環境を考慮し、取締役会において決議によって定めております。

株式の保有状況

イ 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
17銘柄 4,972百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
前事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,548,100	807	主要取引金融機関である発行会社傘下の(株)三菱東京UFJ銀行からの資金調達等の円滑化のため。
フジテック(株)	550,000	630	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、昇降機等の受給等の取引関係の強化のため。
三精テクノロジーズ(株)	801,500	463	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、資機材の受給等の取引関係の強化のため。
(株)日阪製作所	452,000	371	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、資機材の受給等の取引関係の強化のため。
(株)三井住友フィナンシャルグループ	106,720	364	主要取引金融機関である発行会社傘下の(株)三井住友銀行からの資金調達等の円滑化のため。
(株)りそなホールディングス	768,300	308	主要取引金融機関である発行会社傘下の(株)りそな銀行からの資金調達等の円滑化のため。
タカラスタンダード(株)	210,000	214	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、資機材の受給等の取引関係の強化のため。
(株)ミロク	577,000	166	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、資機材の受給等の取引関係の強化のため。
(株)栗本鐵工所	749,000	115	主要調達先である発行会社からバルブ等資機材の安定調達のための取引関係の強化のため。
(株)ダイヘン	200,000	102	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、資機材の受給等の取引関係の強化のため。
(株)佐賀銀行	422,730	89	主要取引金融機関である発行会社からの資金調達等の円滑化のため。
京阪神ビルディング(株)	125,000	74	発行会社との、ポンプ等資機材の受注等の取引関係の強化のため。
(株)名村造船所	48,640	41	発行会社との、ポンプ等資機材の受注等の取引関係の強化のため。
ケイヒン(株)	200,000	28	発行会社の子会社であるケイヒン港運(株)との輸出入業務等の取引関係の強化のため。
三京化成(株)	115,000	26	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、資機材の受給等の取引関係の強化のため。
(株)池田泉州ホールディングス	56,724	22	主要取引金融機関である発行会社傘下の(株)池田泉州銀行からの資金調達等の円滑化のため。
(株)千葉銀行	11,000	6	主要取引金融機関である発行会社からの資金調達等の円滑化のため。

みなし保有株式は該当ありません。

当事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,548,100	1,083	主要取引金融機関である発行会社傘下の(株)三菱東京UFJ銀行からの資金調達等の円滑化のため。
三精テクノロジーズ(株)	801,500	837	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、資機材の受給等の取引関係の維持、強化のため。
フジテック(株)	550,000	672	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、昇降機等の受給等の取引関係の維持、強化のため。
(株)りそなホールディングス	768,300	459	主要取引金融機関である発行会社傘下の(株)りそな銀行からの資金調達等の円滑化のため。
(株)三井住友フィナンシャルグループ	106,720	431	主要取引金融機関である発行会社傘下の(株)三井住友銀行からの資金調達等の円滑化のため。
(株)日阪製作所	452,000	413	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、資機材の受給等の取引関係の維持、強化のため。
(株)ミロク	577,000	248	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、資機材の受給等の取引関係の維持、強化のため。
タカラスタンダード(株)	105,000	186	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、資機材の受給等の取引関係の維持、強化のため。
(株)栗本鐵工所	74,900	164	主要調達先である発行会社からバルブ等資機材の安定調達のための取引関係の維持、強化のため。
(株)ダイヘン	200,000	144	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、資機材の受給等の取引関係の維持、強化のため。
(株)佐賀銀行	422,730	128	主要取引金融機関である発行会社からの資金調達等の円滑化のため。
京阪神ビルディング(株)	125,000	76	発行会社との、ポンプ等資機材の受注等の取引関係の維持、強化のため。
(株)名村造船所	48,640	32	発行会社との、ポンプ等資機材の受注等の取引関係の維持、強化のため。
ケイヒン(株)	200,000	31	発行会社の子会社であるケイヒン港運(株)との輸出入業務等の取引関係の維持、強化のため。
三京化成(株)	115,000	28	発行会社との、ポンプ等資機材の受注、資機材の受給等の取引関係の維持、強化のため。
(株)池田泉州ホールディングス	56,724	26	主要取引金融機関である発行会社傘下の(株)池田泉州銀行からの資金調達等の円滑化のため。
(株)千葉銀行	11,000	7	主要取引金融機関である発行会社からの資金調達等の円滑化のため。

みなし保有株式は該当ありません。

八 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益、並びに評価損益の合計額

	前事業年度 (百万円)	当事業年度(百万円)			
	貸借対照表計上額 の合計額	貸借対照表計上額 の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益の合計額	評価損益の合計額
非上場株式	1,333	1,257	70	-	(注)
上記以外の株式	1,969	2,274	46	-	650

(注) 非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益の合計額」は記載していません。

二 投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額  
該当事項はありません。

#### 会計監査の状況

- (1) 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名  
業務執行社員：内藤真一、荒牧秀樹（有限責任監査法人トーマツ）
- (2) 監査業務に係る補助者の構成  
公認会計士 5 名、公認会計士試験合格者 4 名、その他 5 名

#### 取締役の定数及び選任決議

取締役（監査等委員であるものを除く）は 7 名以内、監査等委員である取締役は 5 名以内となっております。また、取締役の選任決議は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別した上で、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。なお、取締役の選任は累積投票によっておりません。

#### 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

#### 中間配当

当社は、会社法第454条第 5 項の規定により、取締役会の決議によって毎年 9 月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

#### 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

**株主総会の特別選任決議要件**

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会を円滑に運営することを目的とするものであります。

**会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引に係る措置**

会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に、株主の利益が害されることを防止するための措置をとる旨の決定内容等については、「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2)株式会社の支配に関する基本方針について」に記載のとおりであります。

**(2)【監査報酬の内容等】**

**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	37	-	38	-
連結子会社	-	-	-	-
計	37	-	38	-

**【その他重要な報酬の内容】**

に記載するもののほか、前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社及び当社の子会社の監査報酬等の内容として重要なものはありません。

**【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】**

前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありません。

**【監査報酬の決定方針】**

前連結会計年度及び当連結会計年度のいずれにおいても該当事項はありませんが、監査日数、特性等を勘案したうえで決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適切な開示資料を作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、早期の情報収集と検討を行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	7,243	10,930
受取手形及び売掛金	23,003	23,667
商品及び製品	4,266	4,273
仕掛品	4,696	4,685
原材料及び貯蔵品	2,024	1,837
前渡金	243	417
繰延税金資産	512	655
その他	1,597	1,024
貸倒引当金	355	371
流動資産合計	41,532	45,318
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	1,947	1,101
減価償却累計額	5,709	5,929
建物及び構築物(純額)	4,237	4,212
機械装置及び運搬具	1,210,326	1,210,617
減価償却累計額	7,710	8,109
機械装置及び運搬具(純額)	2,615	2,507
工具、器具及び備品	2,343	2,497
減価償却累計額	1,997	2,184
工具、器具及び備品(純額)	345	313
土地	1,2510	1,2499
リース資産	643	644
減価償却累計額	333	311
リース資産(純額)	309	333
建設仮勘定	69	71
有形固定資産合計	10,088	9,937
無形固定資産	2,2114	2,1784
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	3,11,582	3,9,922
長期貸付金	344	358
退職給付に係る資産	173	375
繰延税金資産	51	53
その他	675	532
貸倒引当金	365	562
投資その他の資産合計	12,462	10,679
固定資産合計	24,665	22,401
資産合計	66,198	67,719

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,264	9,457
短期借入金	1,56,585	1,57,453
未払法人税等	195	337
前受金	3,202	4,381
賞与引当金	742	771
製品保証引当金	654	847
工事損失引当金	313	957
その他	2,169	1,994
流動負債合計	22,128	26,200
固定負債		
長期借入金	1,59,724	1,55,668
繰延税金負債	701	1,221
役員退職慰労引当金	14	16
退職給付に係る負債	300	320
その他	534	578
固定負債合計	11,275	7,805
負債合計	33,403	34,006
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,592	1,592
資本剰余金	7,800	7,769
利益剰余金	21,733	22,774
自己株式	1,671	1,904
株主資本合計	29,455	30,233
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	800	1,832
繰延ヘッジ損益	241	6
為替換算調整勘定	1,523	743
退職給付に係る調整累計額	190	307
その他の包括利益累計額合計	2,755	2,891
新株予約権	99	118
非支配株主持分	483	470
純資産合計	32,794	33,713
負債純資産合計	66,198	67,719

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	40,479	44,414
売上原価	1, 2 31,287	1, 2 33,876
売上総利益	9,191	10,538
販売費及び一般管理費	2, 3 8,818	2, 3 9,075
営業利益	373	1,462
営業外収益		
受取利息	28	38
受取配当金	184	299
投資有価証券償還益	300	-
為替差益	-	126
受取賃貸料	137	145
その他	153	153
営業外収益合計	804	762
営業外費用		
支払利息	176	123
持分法による投資損失	1,076	17
為替差損	1,395	-
貸倒引当金繰入額	24	133
その他	169	79
営業外費用合計	2,841	354
経常利益又は経常損失( )	1,663	1,871
特別利益		
投資有価証券売却益	9	-
関係会社株式売却益	201	168
退職給付信託返還益	467	-
特別利益合計	678	168
特別損失		
投資有価証券売却損	86	-
投資有価証券評価損	6	103
和解関連費用	337	-
特別損失合計	430	103
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	1,415	1,936
法人税、住民税及び事業税	243	336
法人税等調整額	732	59
法人税等合計	976	277
当期純利益又は当期純損失( )	2,392	1,659
非支配株主に帰属する当期純利益	29	126
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )	2,422	1,532

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益又は当期純損失( )	2,392	1,659
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	813	1,032
繰延ヘッジ損益	698	234
為替換算調整勘定	52	822
退職給付に係る調整額	534	117
持分法適用会社に対する持分相当額	1	3
その他の包括利益合計	1,258	1,288
包括利益	2,990	1,747
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,052	1,667
非支配株主に係る包括利益	61	79

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,592	7,828	24,650	1,499	32,573
当期変動額					
剰余金の配当			495		495
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			2,422		2,422
自己株式の取得				191	191
自己株式の処分		10		19	30
連結子会社株式の売却による持分の増減		38			38
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	27	2,917	172	3,117
当期末残高	1,592	7,800	21,733	1,671	29,455

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,614	456	1,503	725	3,386	109	463	36,532
当期変動額								
剰余金の配当								495
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）								2,422
自己株式の取得								191
自己株式の処分								30
連結子会社株式の売却による持分の増減								38
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	813	698	20	534	630	10	20	620
当期変動額合計	813	698	20	534	630	10	20	3,737
当期末残高	800	241	1,523	190	2,755	99	483	32,794

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,592	7,800	21,733	1,671	29,455
当期変動額					
剰余金の配当			491		491
親会社株主に帰属する当期純利益			1,532		1,532
自己株式の取得				240	240
自己株式の処分		0		7	8
連結子会社株式の取得による持分の増減		31			31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	30	1,041	232	777
当期末残高	1,592	7,769	22,774	1,904	30,233

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	800	241	1,523	190	2,755	99	483	32,794
当期変動額								
剰余金の配当								491
親会社株主に帰属する当期純利益								1,532
自己株式の取得								240
自己株式の処分								8
連結子会社株式の取得による持分の増減								31
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,032	234	779	117	135	19	12	141
当期変動額合計	1,032	234	779	117	135	19	12	918
当期末残高	1,832	6	743	307	2,891	118	470	33,713

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	1,415	1,936
減価償却費	1,561	1,599
貸倒引当金の増減額( は減少)	415	223
製品保証引当金の増減額( は減少)	17	193
工事損失引当金の増減額( は減少)	122	644
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	672	12
受取利息及び受取配当金	213	338
支払利息	176	123
持分法による投資損益( は益)	1,076	17
投資有価証券償還損益( は益)	300	-
投資有価証券売却損益( は益)	76	-
投資有価証券評価損益( は益)	12	101
関係会社株式売却損益( は益)	201	168
有形固定資産除売却損益( は益)	30	8
退職給付信託返還益	467	-
売上債権の増減額( は増加)	3,471	915
たな卸資産の増減額( は増加)	504	242
前渡金の増減額( は増加)	558	186
仕入債務の増減額( は減少)	1,735	1,304
前受金の増減額( は減少)	1,421	1,222
未払金の増減額( は減少)	561	87
その他	237	446
小計	4,793	6,356
利息及び配当金の受取額	436	496
利息の支払額	175	124
法人税等の支払額	155	264
法人税等の還付額	101	32
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,000	6,496
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	18	18
定期預金の払戻による収入	69	29
有形固定資産の取得による支出	1,109	924
有形固定資産の売却による収入	144	27
無形固定資産の取得による支出	281	160
投資有価証券の取得による支出	1,000	39
投資有価証券の売却による収入	1,449	2,524
貸付けによる支出	0	111
貸付金の回収による収入	248	24
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	95	-
その他	11	24
投資活動によるキャッシュ・フロー	415	1,376

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額（は減少）	999	4,029
長期借入れによる収入	2,008	1,892
長期借入金の返済による支出	1,729	1,000
自己株式の売却による収入	-	5
自己株式の取得による支出	191	240
非支配株主からの払込みによる収入	-	26
非支配株主への配当金の支払額	54	68
配当金の支払額	497	491
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	87
その他	160	146
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,624	4,140
現金及び現金同等物に係る換算差額	92	36
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,867	3,696
現金及び現金同等物の期首残高	4,307	7,175
現金及び現金同等物の期末残高	1 7,175	1 10,871

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 18社

連結子会社名は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

なお、当連結会計年度において、TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS THAILAND LTD.を設立いたしました。

(2) 非連結子会社の名称等

ICI CALDAIE LTD.

MGR FLUID POWER LTD.

その他 3社

上記5社合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 4社

協和機工株式会社

SMITECH ENGINEERING PTE LTD.

イオスエンジニアリング アンド サービス株式会社

株式会社肥前風力エネルギー開発

当連結会計年度において、前連結会計年度まで持分法適用関連子会社でありましたFLUID EQUIPMENT DEVELOPMENT COMPANY,LLC.及びFEDCO REALESTATE HODINGS,LLC.の全持分を売却したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社数 5社

ICI CALDAIE LTD.

MGR FLUID POWER LTD.

その他 3社

上記5社については、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用しない関連会社

該当ありません。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日	
西島ポンプ香港有限公司	12月31日	1
TORISHIMA EUROPE LTD.	12月31日	1
西島ポンプ(天津)有限公司	12月31日	1
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.	12月31日	1
PT.TORISHIMA GUNA INDONESIA	12月31日	1
PT.GETEKA FOUNINDO	12月31日	1
PT.TORISHIMA GUNA ENGINEERING	12月31日	1
TORISHIMA EUROPE PROJECTS LTD.	12月31日	1
TORISHIMA (USA) CORPORATION	12月31日	2
TORISHIMA AUSTRALIA PTY LTD.	6月30日	2

1 連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行なった財務諸表を基礎としております。

当連結会計年度よりTORISHIMA (USA) CORPORATIONについては、連結決算日に本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎とする方法に変更しております。当連結会計年度における会計期間は平成28年1月1日から平成29年3月31日までの15カ月となっております。この変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券

##### その他有価証券

##### 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

##### 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### デリバティブ

時価法によっております。

##### たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

##### 商品及び製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

##### 仕掛品

個別法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

「建物及び構築物」 10～50年

「機械装置及び運搬具」 4～17年

「工具、器具及び備品」 2～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内による利用可能期間（5年～7年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の実情を考慮して計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。

製品保証引当金

プラント工事等における今後の無償保証工事費用の発生に備えるため、過去の実績に基づいて計上しております。

工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注工事のうち、発生する工事原価の見積額が、受注額を超過すると見込まれるものについて計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社における役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程（内規）に基づく期末要支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債、並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

a（ヘッジ手段） ..... 為替予約

（ヘッジ対象） ..... 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

b（ヘッジ手段） ..... 金利スワップ

（ヘッジ対象） ..... 借入金

ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

主として、ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によっておりますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の評価を省略しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間（計上後20年以内）で均等償却しております。ただし、金額の僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前純利益への影響は、それぞれ軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた193百万円は、「貸倒引当金繰入額」24百万円、「その他」169百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損益(は益)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた225百万円は、「投資有価証券評価損益(は益)」12百万円、「その他」237百万円として組み替えております。

(追加情報)

(株式給付信託(ESOP)における会計処理方法)

当社は、平成28年11月10日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブプラン「株式給付信託(ESOP)」を導入しております。

(1)取引の概要

ESOP信託とは、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)を参考に、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであり従業員持株会と信託を組み合わせることで、信託ファンドは持株会が将来にわたって購入する株式を一括して確保することができ、合わせて従業員の福利厚生制度の拡充、従業員のモチベーションアップなどの目的を実現することも可能な制度であります。

当社が西島製作所従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、期間中に取得した株式数に応じて受益者たる従業員に金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括に弁済するため、従業員への追加負担はありません。

(2)信託に残存する自社の株式

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に基づき、総額法を適用しております。

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度233百万円、201,700株であります。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

(1) 工場財団組成による担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
建物及び構築物	1,568百万円	1,637百万円
機械装置及び運搬具	1,270	1,284
土地	46	46
計	2,885	2,967

上記の担保資産に係る担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
短期借入金	1,152百万円	1,200百万円
長期借入金	1,647	1,200

(2) 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
建物及び構築物	193百万円	180百万円
土地	105	104
計	299	284

上記の担保資産に係る担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
短期借入金	294百万円	182百万円
長期借入金	143	86

2 圧縮記帳

国庫補助金の受入れにより圧縮記帳を行い、連結貸借対照表計上額から控除した額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
機械装置及び運搬具	863百万円	863百万円
無形固定資産	11	11
計	875	875

3 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
投資有価証券(株式)	4,386百万円	1,358百万円

- 4 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
商品及び製品	0百万円	0百万円
仕掛品	273	281
計	273	282

5 財務制限条項

当連結会計年度末の借入金のうち4,000百万円には、シンジケーション方式による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の金額を当該決算期の直前の決算期の末日またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当連結会計年度末の借入金のうち883百万円には借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

(連結損益計算書関係)

1 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
123百万円	643百万円

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
484百万円	453百万円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
販売手数料	193百万円	257百万円
従業員給料手当	3,302	3,446
賞与引当金繰入額	268	280
退職給付費用	139	218
福利・厚生費	499	520
役員退職慰労引当金繰入額	2	2
旅費交通費	479	438
減価償却費	491	522
賃借料	646	690
貸倒引当金繰入額	379	261
のれん償却額	25	14

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,351百万円	1,442百万円
組替調整額	86	36
計	1,265	1,479
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	1,032	342
組替調整額	-	3
計	1,032	339
為替換算調整勘定：		
当期発生額	102	822
組替調整額	49	-
計	52	822
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	125	219
組替調整額	649	51
計	775	168
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	1	3
組替調整額	-	-
計	1	3
税効果調整前合計	956	482
税効果額	358	393
その他の包括利益合計	598	88

2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
税効果調整前	1,265百万円	1,479百万円
税効果額	452	447
税効果調整後	813	1,032
繰延ヘッジ損益：		
税効果調整前	1,032	339
税効果額	333	104
税効果調整後	698	234
為替換算調整勘定：		
税効果調整前	52	822
税効果額	-	-
税効果調整後	52	822
退職給付に係る調整額：		
税効果調整前	775	168
税効果額	240	51
税効果調整後	534	117
持分法適用会社に対する持分相当額：		
税効果調整前	1	3
税効果額	-	-
税効果調整後	1	3
その他の包括利益合計		
税効果調整前	956	482
税効果額	358	393
税効果調整後	598	88

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	29,889,079	-	-	29,889,079
合計	29,889,079	-	-	29,889,079
自己株式				
普通株式	2,401,805	210,263	31,000	2,581,068
合計	2,401,805	210,263	31,000	2,581,068

(変動事由の概要)

増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 210,000株  
単元未満株式の買取りによる増加 263株  
ストック・オプション行使による減少 31,000株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	99
合計		-	-	-	-	-	99

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	247	9	平成27年3月31日	平成27年6月4日
平成27年11月11日 取締役会	普通株式	247	9	平成27年9月30日	平成27年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	245	利益剰余金	9	平成28年3月31日	平成28年6月7日

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	29,889,079	-	-	29,889,079
合計	29,889,079	-	-	29,889,079
自己株式				
普通株式	2,581,068	207,571	7,500	2,781,139
合計	2,581,068	207,571	7,500	2,781,139

（変動事由の概要）

増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

「株式給付信託（ESOP）」買入による増加	207,100株
単元未満株式の買取りによる増加	471株
ストック・オプション行使による減少	2,100株
「株式給付信託（ESOP）」売却による減少	5,400株

なお、当連結会計年度末の自己株式数には、「株式給付信託（ESOP）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式201,700株が含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	118
	合計	-	-	-	-	-	118

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	245	9	平成28年3月31日	平成28年6月7日
平成28年11月10日 取締役会	普通株式	245	9	平成28年9月30日	平成28年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年5月11日 取締役会	普通株式	245	利益剰余金	9	平成29年3月31日	平成29年6月7日

（注）配当金の総額には、「株式給付信託（ESOP）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金勘定	7,243百万円	10,930百万円
預入期間が3か月を 超える定期預金	68	58
現金及び現金同等物	7,175	10,871

(リース取引関係)

リース取引関係の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にポンプ事業の設備投資計画に照らして、銀行借入等により必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として同じ外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5か月以内の支払期日であります。また、海外調達に伴いその一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日はそのほとんどが決算日後4年以内であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (7)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、適切な与信管理のもとに、営業債権及び長期貸付金について、主管部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社についてもこれに準じた同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、その取引先が信用度の高い金融機関であるため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社及び一部の連結子会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の実行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた内部規程に従い、経理部の管理のもとに行っており、取引実績は定期的に経営層に報告しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	7,243	7,243	-
(2) 受取手形及び売掛金	23,003	22,995	7
(3) 投資有価証券	5,803	5,803	-
資産計	36,050	36,042	7
(1) 支払手形及び買掛金	8,264	8,264	-
(2) 短期借入金	6,585	6,585	-
(3) 長期借入金	9,724	9,822	98
負債計	24,574	24,672	98
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用さ れているもの	545	545	-
デリバティブ取引計	545	545	-

(\*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	10,930	10,930	-
(2) 受取手形及び売掛金	23,667	23,661	5
(3) 投資有価証券	7,246	7,246	-
資産計	41,844	41,838	5
(1) 支払手形及び買掛金	9,457	9,457	-
(2) 短期借入金	7,453	7,453	-
(3) 長期借入金	5,668	5,708	40
負債計	22,579	22,619	40
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	49	49	-
ヘッジ会計が適用さ れているもの	40	40	-
デリバティブ取引計	9	9	-

(\*1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
非上場株式	5,719	2,635
投資事業有限責任組合への出資	59	39

(1)非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(2)投資事業有限責任組合への出資は、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められているもので構成されているため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,243	-	-	-
受取手形及び売掛金	22,617	385	-	-
合計	29,861	385	-	-

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	10,930	-	-	-
受取手形及び売掛金	23,258	408	-	-
合計	34,188	408	-	-

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	5,823	2,553	199	1,147

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,510	199	1,374	1,583

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	3,694	2,091	1,602
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	3,694	2,091	1,602
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	2,109	2,572	463
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,109	2,572	463
合計		5,803	4,664	1,139

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 5,719百万円)及び投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表計上額 59百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	5,897	3,198	2,698
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	5,897	3,198	2,698
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,349	1,429	80
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,349	1,429	80
合計		7,246	4,628	2,618

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 2,635百万円)及び投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表計上額 39百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	375	9	86
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	1,000	300	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	1,375	309	86

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について6百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について103百万円減損処理を行っております。

減損処理にあたっては、期末における時価が取得価額に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連(時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

前連結会計年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	日本円	761	-	49	49
合計		761	-	49	49

(注)時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建	売掛金				取引先金融機関から提示された価格等によっております。
	米ドル		8,472	-	505	
	ユーロ		835	-	56	
合計			9,307	-	561	

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
為替予約等の振当処理	為替予約取引 売建	売掛金				取引先金融機関から提示された価格等によっております。
	米ドル		4,411	-	51	
合計			4,411	-	51	

(2) 金利関連

前連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの原則的処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	1,000	747	15	(注)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,100	1,500	(注)	(注)

(注) 取引先金融機関から提示された価格等によっております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの原則的処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	883	683	10	(注)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	3,000	1,500	(注)	(注)

(注) 取引先金融機関から提示された価格等によっております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## (退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、一部の連結子会社は、退職一時金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(全て積立型制度であります。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。また、一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

## 2 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	4,107	百万円
勤務費用	316	
利息費用	46	
数理計算上の差異の発生額	89	
退職給付の支払額	342	
退職給付債務の期末残高	4,037	

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	4,961	百万円
期待運用収益	72	
数理計算上の差異の発生額	215	
事業主からの拠出額	326	
退職給付の支払額	248	
退職給付信託の解約	985	
年金資産の期末残高	3,910	

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付	3,737	百万円
年金資産	3,910	
	173	
非積立型制度の退職給付	300	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	126	
退職給付に係る資産	173	
退職給付に係る負債	300	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	126	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	316	百万円
利息費用	46	
期待運用収益	72	
数理計算上の差異の費用処理額	82	
退職給付信託返還益(注)	467	
<hr/>		
確定給付制度に係る退職給付費用	260	

(注) 特別利益に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	775	百万円
----------	-----	-----

(注) 当連結会計年度における数理計算上の差異の金額には、退職給付信託の返還に伴う組替調整額(数理計算上の差異567百万円)が含まれております。

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	296	百万円
-------------	-----	-----

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内債券	32.2	%
外国債券	9.2	
国内株式	23.7	
外国株式	22.4	
コールローン	0.0	
その他	12.5	
<hr/>		
合計	100.0	

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が9.4%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

なお、退職給付信託の年金資産に係る期待運用収益は見積らない方法を採用しております。

割引率	1.0	%
長期期待運用収益率	2.0	%
予想昇給率	平成27年9月30日を基準日として算定した 年齢別昇給指数を使用しております。	

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、一部の連結子会社は、退職一時金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（全て積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。また、一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	4,037	百万円
勤務費用	329	
利息費用	57	
数理計算上の差異の発生額	1	
退職給付の支払額	326	
退職給付債務の期末残高	4,096	

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	3,910	百万円
期待運用収益	70	
数理計算上の差異の発生額	115	
事業主からの拠出額	278	
退職給付の支払額	224	
年金資産の期末残高	4,150	

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付	3,775	百万円
年金資産	4,150	
	375	
非積立型制度の退職給付	320	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	54	
退職給付に係る資産	375	
退職給付に係る負債	320	
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	54	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	329	百万円
利息費用	57	
期待運用収益	70	
数理計算上の差異の費用処理額	51	
確定給付制度に係る退職給付費用	366	

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	168	百万円
----------	-----	-----

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	465	百万円
-------------	-----	-----

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内債券	30.9	%
外国債券	10.5	
国内株式	24.4	
外国株式	22.3	
コールローン	0.0	
その他	11.9	
合 計	100.0	

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が8.8%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

なお、退職給付信託の年金資産に係る期待運用収益は見積らない方法を採用しております。

割引率	1.0	%
長期期待運用収益率	2.0	%
予想昇給率	平成28年9月30日を基準日として算定した 年齢別昇給指数を使用しております。	

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
一般管理費の株式報酬費	19	20

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年6月27日 株主総会決議 平成20年9月18日 取締役会決議	平成21年7月16日 取締役会決議	平成22年7月16日 取締役会決議	平成23年7月15日 取締役会決議
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 5 当社監査役 4	当社取締役 5 当社監査役 5	当社取締役 6 当社監査役 5	当社取締役 6 当社監査役 5
株式の種類 及び付与数(株)	普通株式 11,700	普通株式 19,400	普通株式 20,700	普通株式 24,700
付与日	平成20年9月19日	平成21年7月17日	平成22年7月20日	平成23年7月19日
権利確定条件	付与日(平成20年9月19日)に在籍していること。	付与日(平成21年7月17日)に在籍していること。	付与日(平成22年7月20日)に在籍していること。	付与日(平成23年7月19日)に在籍していること。
対象勤務期間	平成20年6月28日～ 平成21年6月26日	平成21年6月27日～ 平成22年6月29日	平成22年6月30日～ 平成23年6月29日	平成23年6月30日～ 平成24年6月28日
権利行使期間	平成20年9月20日～ 平成50年9月19日	平成21年7月18日～ 平成51年7月17日	平成22年7月21日～ 平成52年7月20日	平成23年7月20日～ 平成53年7月19日

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年7月13日 取締役会決議	平成25年7月12日 取締役会決議	平成26年7月14日 取締役会決議	平成27年7月9日 取締役会決議
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 6 当社監査役 4	当社取締役 5 当社監査役 4	当社取締役 4 当社監査役 5	当社取締役 8
株式の種類 及び付与数(株)	普通株式 34,700	普通株式 31,900	普通株式 21,300	普通株式 22,400
付与日	平成24年7月19日	平成25年7月18日	平成26年7月18日	平成27年7月21日
権利確定条件	付与日(平成24年7月19日)に在籍していること。	付与日(平成25年7月18日)に在籍していること。	付与日(平成26年7月18日)に在籍していること。	付与日(平成27年7月21日)に在籍していること。
対象勤務期間	平成24年6月29日～ 平成25年6月27日	平成25年6月28日～ 平成26年6月27日	平成26年6月28日～ 平成27年6月26日	平成27年6月27日～ 平成28年6月29日
権利行使期間	平成24年7月20日～ 平成54年7月19日	平成25年7月19日～ 平成55年7月18日	平成26年7月19日～ 平成56年7月18日	平成27年7月22日～ 平成57年7月21日

会社名	提出会社
決議年月日	平成28年7月7日 取締役会決議
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 8
株式の種類 及び付与数(株)	普通株式 19,400
付与日	平成28年7月20日
権利確定条件	付与日(平成28年7 月20日)に在籍して いること。
対象勤務期間	平成28年6月30日～ 平成29年6月29日
権利行使期間	平成28年7月21日～ 平成58年7月20日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況  
ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年9月18日	平成21年7月16日	平成22年7月16日	平成23年7月15日
権利確定前				
期首(株)	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-
権利確定後				
期首(株)	3,100	7,200	8,900	11,900
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	3,100	7,200	8,900	11,900

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年7月13日	平成25年7月12日	平成26年7月14日	平成27年7月9日
権利確定前				
期首(株)	-	-	-	-
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-	-
権利確定後				
期首(株)	18,800	19,300	13,800	22,400
権利確定(株)	-	-	-	-
権利行使(株)	-	-	-	2,100
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	18,800	19,300	13,800	20,300

会社名	提出会社
決議年月日	平成28年7月7日
権利確定前	
期首(株)	-
付与(株)	19,400
失効(株)	-
権利確定(株)	19,400
未確定残(株)	-
権利確定後	
期首(株)	-
権利確定(株)	19,400
権利行使(株)	-
失効(株)	-
未行使残(株)	19,400

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年 9月18日	平成21年 7月16日	平成22年 7月16日	平成23年 7月15日
権利行使価格(円)	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	1株当たり2,013	1株当たり1,257	1株当たり1,308	1株当たり1,213

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年 7月13日	平成25年 7月12日	平成26年 7月14日	平成27年 7月 9日
権利行使価格(円)	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1
行使時平均株価(円)	-	-	-	1株当たり1,002
付与日における公正な評価単価(円)	1株当たり728	1株当たり872	1株当たり901	1株当たり904

会社名	提出会社
決議年月日	平成28年 7月 7日
権利行使価格(円)	1株当たり1
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	1株当たり1,106

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性 39.4%

平成25年10月28日～平成28年7月11日の株価実績に基づき算定しております。

予想残存期間 2.70年

十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、役員の任期満了日に権利行使されるものと推定して見積っております。

予想配当 18円/株

平成28年3月期の配当実績によります。

無リスク利率 0.33%

予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
投資有価証券評価損	19百万円	39百万円
繰越欠損金	908	1,191
貸倒引当金	173	239
賞与引当金	228	237
製品保証引当金	202	244
工事損失引当金	96	291
退職給付に係る資産	287	273
退職給付に係る負債	55	43
その他	417	295
繰延税金資産小計	2,390	2,857
評価性引当額	1,803	2,296
繰延税金資産合計	586	560
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	339	786
固定資産圧縮積立金	177	175
繰延ヘッジ損益	107	3
その他	100	107
繰延税金負債合計	724	1,073
繰延税金資産(負債)の純額	138	512

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	512百万円	655百万円
固定資産 - 繰延税金資産	51	53
固定負債 - 繰延税金負債	701	1,221

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.9	0.8
試験研究費等税額控除	0.0	1.4
住民税均等割額	1.9	1.4
持分法による投資損益	25.2	0.3
評価性引当額の増減額	90.7	23.8
税率変更による期末繰延税金資産の修正	3.5	-
過年度法人税等	5.2	-
連結調整項目	26.1	42.2
その他	1.1	1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	69.0	14.3

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)  
資産除去債務の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)  
資産除去債務の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)  
賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)  
賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社グループは、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるポンプ事業の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社グループは、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占めるポンプ事業の割合がいずれも90%を超えているため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	中東		その他	合計
			サウジ アラビア		
17,059	11,307	8,225	2,536	3,887	40,479

(注) 売上高は最終納め先の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	中東	その他	合計
7,634	1,596	713	144	10,088

3. 主要な顧客ごとの情報

当連結会計年度に、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	中東		その他	合計
			カタール		
22,153	8,612	10,940	4,076	2,708	44,414

(注) 売上高は最終納め先の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	中東	その他	合計
7,668	1,461	691	115	9,937

3. 主要な顧客ごとの情報

当連結会計年度に、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先がないため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	ポンプ事業
当期償却額	25
当期末残高	50

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	ポンプ事業
当期償却額	14
当期末残高	34

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
企業年金	退職給付信託	-	-	-	-	退職給付会計上の年金資産	資産の一部返還	885	-	-

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
重要な子会社の役員	Gerry Ashe	-	-	-	-	-	子会社株式の購入	70	子会社株式	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

子会社株式の購入金額は、株主間協定書に基づき、取引時における子会社の財政状態を勘案して決定しております。

( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
1株当たり純資産額	1,179.57円	1,221.94円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額( )	88.13円	56.15円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	- 円	55.91円

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額( )(百万円)	2,422	1,532
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額( )(百万円)	2,422	1,532
期中平均株式数(株)	27,479,484	27,291,908
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	112,943	117,256
(うち新株予約権(株))	(112,943)	(117,256)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(注) 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

当連結会計年度の1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については「株式給付信託(ESOP)」制度の信託財産として、株式給付信託が保有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式数の期末株式数は201,700株であり、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式数の期中平均株式数は15,515株であります。

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	5,619	1,579	2.207	-
1年以内に返済予定の長期借入金	966	5,873	0.775	-
1年以内に返済予定のリース債務	129	123	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	9,724	5,668	0.547	平成30年～34年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	191	212	-	平成30年～34年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	16,630	13,457	-	-

(注) 1 「平均利率」については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,510	199	1,374	1,583
リース債務	93	68	35	13

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	7,773	17,221	25,706	44,414
税金等調整前四半期(当期)純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額( )(百万円)	966	460	984	1,936
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額( )(百万円)	1,012	546	833	1,532
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )(円)	37.08	20.02	30.53	56.15

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )(円)	37.08	17.05	50.55	25.64

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	4,608	7,772
受取手形	1,325	1,245
売掛金	18,408	20,143
商品及び製品	140	127
仕掛品	5,856	5,330
原材料及び貯蔵品	1,220	1,144
前渡金	223	193
前払費用	152	190
繰延税金資産	471	616
短期貸付金	604	768
その他	1,141	295
貸倒引当金	231	292
流動資産合計	2 33,920	2 37,535
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	2,813	2,852
構築物	203	254
機械及び装置	1,708	1,703
車両運搬具	16	8
工具、器具及び備品	187	170
土地	2,178	2,166
リース資産	248	286
建設仮勘定	69	34
有形固定資産合計	1 7,426	1 7,477
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	1,948	1,646
その他	26	24
無形固定資産合計	1,974	1,670
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	7,196	8,544
関係会社株式・出資金	2,515	1,849
長期貸付金	4,128	1,342
その他	531	539
貸倒引当金	635	835
投資その他の資産合計	13,736	11,438
<b>固定資産合計</b>	2 23,137	2 20,586
<b>資産合計</b>	57,057	58,122

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形	638	965
買掛金	6,826	7,755
短期借入金	1,458,41	1,46,716
リース債務	103	102
未払金	870	931
未払費用	381	343
未払法人税等	33	225
前受金	2,701	3,517
預り金	39	44
前受収益	8	8
賞与引当金	696	720
製品保証引当金	645	785
工事損失引当金	300	947
その他	23	93
<b>流動負債合計</b>	<b>2,19,109</b>	<b>2,23,158</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	1,49,497	1,45,650
リース債務	163	207
繰延税金負債	486	944
退職給付引当金	169	138
その他	256	252
<b>固定負債合計</b>	<b>10,572</b>	<b>7,194</b>
<b>負債合計</b>	<b>29,682</b>	<b>30,353</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,592	1,592
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	4,610	4,610
その他資本剰余金	3,228	3,229
<b>資本剰余金合計</b>	<b>7,839</b>	<b>7,839</b>
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	398	398
<b>その他利益剰余金</b>		
固定資産圧縮積立金	396	398
配当平均積立金	1,400	1,400
別途積立金	11,470	11,470
繰越利益剰余金	4,808	4,616
<b>利益剰余金合計</b>	<b>18,473</b>	<b>18,283</b>
自己株式	1,671	1,904
<b>株主資本合計</b>	<b>26,234</b>	<b>25,811</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	799	1,831
繰延ヘッジ損益	241	6
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>1,041</b>	<b>1,838</b>
新株予約権	99	118
<b>純資産合計</b>	<b>27,375</b>	<b>27,769</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>57,057</b>	<b>58,122</b>

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	1 31,329	1 36,130
売上原価	1 26,192	1 29,441
売上総利益	5,137	6,689
販売費及び一般管理費	1, 2 6,214	1, 2 6,394
営業利益又は営業損失( )	1,077	295
営業外収益		
受取利息	1 175	1 75
受取配当金	1 696	1 856
投資有価証券償還益	300	-
為替差益	-	200
受取賃貸料	1 145	1 150
その他	1 158	1 70
営業外収益合計	1,475	1,353
営業外費用		
支払利息	104	76
貸倒引当金繰入額	291	108
為替差損	1,329	-
その他	56	57
営業外費用合計	1,782	241
経常利益又は経常損失( )	1,385	1,407
特別利益		
投資有価証券売却益	9	-
関係会社株式売却益	134	-
退職給付信託返還益	467	-
特別利益合計	612	-
特別損失		
投資有価証券売却損	86	-
関係会社株式売却損	5	-
投資有価証券評価損	-	103
関係会社株式評価損	874	820
和解関連費用	337	-
特別損失合計	1,303	924
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	2,076	483
法人税、住民税及び事業税	85	212
法人税等調整額	720	29
法人税等合計	806	182
当期純利益又は当期純損失( )	2,882	301

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		14,291	53.6	15,644	53.0
労務費	1	4,154	15.6	4,254	14.4
経費	1	8,198	30.8	9,611	32.6
当期総製造費用		26,645	100.0	29,510	100.0
期首半製品・ 仕掛品たな卸高		5,819		6,012	
合計		32,465		35,522	
期末半製品・ 仕掛品たな卸高		6,012		5,485	
他勘定振替高	2	260		596	
当期製品製造原価		26,192		29,441	

(脚注)

前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1 「労務費」には退職給付費用104百万円、賞与引当金繰入額412百万円、「経費」には減価償却費792百万円、外注加工費823百万円、据付工事費2,473百万円がそれぞれ含まれております。	1 「労務費」には退職給付費用181百万円、賞与引当金繰入額432百万円、「経費」には減価償却費844百万円、外注加工費762百万円、据付工事費2,648百万円がそれぞれ含まれております。
2 「他勘定振替高」の内訳は固定資産振替高220百万円及びその他40百万円であります。	2 「他勘定振替高」の内訳は固定資産振替高560百万円及びその他35百万円であります。
3 原価計算方法 個別原価計算方法を採用しております。	3 原価計算方法 個別原価計算方法を採用しております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
					固定資産圧縮積立金	配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,592	4,610	3,217	7,828	398	389	1,400	11,470	8,193	21,851
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩						0			0	-
税率変更による積立金の調整額						8			8	-
剰余金の配当									495	495
当期純損失（ ）									2,882	2,882
自己株式の取得										
自己株式の処分			10	10						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	10	10	-	7	-	-	3,385	3,377
当期末残高	1,592	4,610	3,228	7,839	398	396	1,400	11,470	4,808	18,473

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,499	29,773	1,613	456	1,156	109	31,039
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		-					-
税率変更による積立金の調整額		-					-
剰余金の配当		495					495
当期純損失（ ）		2,882					2,882
自己株式の取得	191	191					191
自己株式の処分	19	30					30
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			813	698	115	10	125
当期変動額合計	172	3,539	813	698	115	10	3,664
当期末残高	1,671	26,234	799	241	1,041	99	27,375

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,592	4,610	3,228	7,839	398	396	1,400	11,470	4,808	18,473
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩						0			0	-
税率変更による積立金の調整額						1			1	-
剰余金の配当									491	491
当期純利益									301	301
自己株式の取得										
自己株式の処分			0	0						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	0	0	-	1	-	-	191	190
当期末残高	1,592	4,610	3,229	7,839	398	398	1,400	11,470	4,616	18,283

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,671	26,234	799	241	1,041	99	27,375
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		-					-
税率変更による積立金の調整額		-					-
剰余金の配当		491					491
当期純利益		301					301
自己株式の取得	240	240					240
自己株式の処分	7	8					8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,032	234	797	19	816
当期変動額合計	232	422	1,032	234	797	19	394
当期末残高	1,904	25,811	1,831	6	1,838	118	27,769

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

仕掛品

個別法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

「建物」及び「構築物」	10～50年
「機械及び装置」及び「車両運搬具」	4～17年
「工具、器具及び備品」	2～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内による利用可能期間(5年～7年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の実情を考慮して計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額基準により計上しております。

#### (3) 製品保証引当金

プラント工事等における今後の無償保証工事費用の発生に備えるため、過去の実績に基づいて計上しております。

#### (4) 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における手持受注工事のうち、発生する工事原価の見積額が、受注額を超過すると見込まれるものについて計上しております。

#### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

#### (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

#### (2) その他の工事

工事完成基準

### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 6．ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- a (ヘッジ手段) ..... 為替予約  
(ヘッジ対象) ..... 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- b (ヘッジ手段) ..... 金利スワップ  
(ヘッジ対象) ..... 借入金

### (3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

主として、ヘッジ手段とヘッジ対象について、キャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によりありますが、契約の内容等によりヘッジに高い有効性が明らかに認められる場合については有効性の評価を省略しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## 7．消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

### (会計方針の変更)

#### (平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は、それぞれ軽微であります。

### (表示方法の変更)

#### (貸借対照表)

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払法人税等」は金額的重要性が増したため、当事業年度において独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」56百万円は、「流動負債」の「未払法人税等」33百万円及び「流動負債」の「その他」23百万円として組み替えております。

### (追加情報)

#### (株式給付信託(ESOP)における会計処理方法)

株式給付信託(ESOP)における会計処理方法に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
有形固定資産(工場財団組成)	2,885百万円	2,967百万円
計	2,885	2,967

上記の担保資産に係る担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
短期借入金	1,152百万円	1,200百万円
長期借入金	1,647	1,200
計	2,800	2,400

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
短期金銭債権	3,155百万円	2,286百万円
長期金銭債権	3,678	766
短期金銭債務	982	659

3 保証債務

他社の銀行借入等に対して次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
	62百万円	18百万円

4 財務制限条項

当事業年度末の借入金のうち4,000百万円には、シンジケーション方式による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の金額を当該決算期の直前の決算期の末日またはローン締結日の属する決算期の直前の決算期における連結貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

当事業年度末の借入金のうち883百万円には借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

下記の条項に抵触した場合は、借入先の要求に基づき、期限の利益を失い、借入元本及び利息を支払う可能性があります。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%の金額を維持すること。
- (2) 各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益を2期連続して損失としないこと。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	3,440百万円	1,675百万円
仕入高	3,122	3,654
その他	504	411
営業取引以外の取引高	690	809

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度16%、当事業年度15%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度84%、当事業年度85%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
販売手数料	615百万円	595百万円
従業員給料手当	2,043	2,179
賞与引当金繰入額	261	270
減価償却費	306	341
貸倒引当金繰入額	345	220

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,257百万円、関連会社株式120百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,923百万円、関連会社株式120百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
投資有価証券評価損	19百万円	39百万円
関係会社株式評価損	393	641
繰越欠損金	494	227
貸倒引当金	267	341
賞与引当金	215	222
製品保証引当金	199	240
工事損失引当金	92	291
退職給付引当金	393	435
その他	378	271
繰延税金資産小計	2,454	2,712
評価性引当額	1,845	2,074
繰延税金資産合計	609	637
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	339	786
固定資産圧縮積立金	177	175
繰延ヘッジ損益	107	3
繰延税金負債合計	624	965
繰延税金資産(負債)の純額	15	328

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	471百万円	616百万円
固定負債 - 繰延税金負債	486	944

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0	2.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	8.2	40.5
試験研究費等税額控除	0.0	1.9
住民税均等割額	1.3	5.5
評価性引当額の増減額	71.9	40.2
税率変更による期末繰延税金資産の修正	2.1	-
過年度法人税等	3.6	-
その他	0.2	1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.8	37.7

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固 定資産	建物	2,813	238	6	193	2,852	4,802
	構築物	203	75	0	24	254	789
	機械及び装置	1,708	301	2	304	1,703	6,550
	車両運搬具	16	-	0	8	8	85
	工具、器具及び備品	187	151	9	158	170	1,837
	土地	2,178	-	11	-	2,166	-
	リース資産	248	150	-	112	286	257
	建設仮勘定	69	773	808	-	34	-
	計	7,426	1,690	837	801	7,477	14,322
無形固 定資産	ソフトウェア	1,948	158	-	459	1,646	1,607
	その他	26	156	156	2	24	26
	計	1,974	315	156	462	1,670	1,633

(注) 当期増減額のうち主なものは次のとおりです。

建物	増加額(百万円)	可動式塗装工場	168
ソフトウェア	増加額(百万円)	全社統合システム	156

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	867	336	75	1,127
賞与引当金	696	720	696	720
製品保証引当金	645	770	630	785
工事損失引当金	300	947	300	947

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 なお、電子公告は当社のウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 <a href="http://www.torishima.co.jp">http://www.torishima.co.jp</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより単元未満株式を所有する株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第135期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） 平成28年6月29日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年6月29日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第136期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日） 平成28年8月10日近畿財務局長に提出

事業年度 第136期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日） 平成28年11月14日近畿財務局長に提出

事業年度 第136期第3四半期（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日） 平成29年2月14日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成28年6月30日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月29日

株式会社 西島製作所  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内藤真一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒牧秀樹

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西島製作所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西島製作所及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社西島製作所の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、株式会社西島製作所が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。
  - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていない。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 6月29日

株式会社 西島製作所  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内藤 真一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒牧 秀樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西島製作所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第136期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西島製作所の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管している。
- 2 X B R L データは監査の対象には含まれていない。